

「氏爵」の成立

— 儀式・奉仕・叙位 —

田 島 公

【要約】 氏爵というと一般に平安時代、毎年正月の恒例の叙位で、王・源・藤原・橘という当時有力な四氏の出身者が従五位下（叙爵）に預かることとされているが、この他、即位式・大嘗会といった天皇の「代替り」の儀式や「暦の代替り」ともいえるべき朔旦冬至の儀にちなんで行われる叙位（即位叙位・大嘗会叙位、朔旦叙位）では、伴・佐伯・和氣・百済王というもはや有力ではなくなった四氏の出身者に対しても叙爵（「氏爵」）が行われた。しかし、これらの「氏爵」については史料制約もあり、殆ど研究が進展していない。本稿は伴氏以下四氏への「氏爵」について、その実態を検討し、「氏爵」の成立時期・成立理由について考察したものである。まず、「氏爵」の典型例を理解するため、応徳三年の即位叙位について、百済王氏の「氏爵」申文と『通俊卿記』を通して理解を深めた後、そこで得た理解をもとに、即位叙位全体、更に、大嘗会叙位・朔旦叙位に検討を及ぼし、「氏爵」の成立時期を九世紀後半から十世紀初め頃に求めた。また、その成立の由来は、天武系から天智系へと皇統が変化した光仁・桓武朝における、「代替り」の儀式への奉仕や「功臣」と称されるような先祖の天皇家への功勞に淵源をもち、それに対する反対給付的なものであると同時に、これら四氏が没落するに随い、「氏爵」の授与には、「代替り」の儀式に奉仕したり由来の深かった氏の維持・継承やそれらの儀式に関連した行事の継続のため、という側面も生じたことを指摘した。

史料 七二卷一號 一九八八年一月

はじめに

律令国家の位階制の根幹は大宝令・養老令の位階制に基づいているが、平安時代も中期になると、位階体系の事実上の縮小など様々な面で位階制が変質する。^① 例えば、正四位上・正五位上の二つの位階が越階されるのが通例となり、五位に^②

昇ることが榮爵または叙爵と言われ大変名譽なこととされた反面、六位以下では特に七位以下の位階は消滅したも同然となり、位階と言えば事実上「從五位下」以上だけを問題とするようになる。^④五位の位は昇殿制（くろい）の成立以降、貴族としての指（メルター）標に直接ならないものの、上級貴族にとっては出発点であると同時に、中小貴族にとっては終着点であり、貴族に仲間入りできる最低ラインでもあった。^⑤

本来、位階は氏姓（うちかばね）と異なり個人に授与され、授与主体の天皇の代替りに変わることなく固定的であり、官人は勤務評定（考）を受け、それに基づき位階が昇進された（選叙）。ところが、政治的・経済的・身分的特権が格段と飛躍する五位以上は天皇の勅裁を必要とする勅授であるため、平安時代にはいると、家柄等により榮爵に預かり位階の昇進が行われるようになる。この様な位階制の変化は律令制社会そのものの変容を示すものと言えよう。

九世紀中葉以降、藤原氏などの一部有力氏族が高位高官を独占する一方、律令制以前からの伝統的有力氏族は衰退してゆく。近年の研究によれば、平安貴族（社会）は奈良貴族（社会）とストレートに結び付かず、官僚社会に即応した新しいタイプの氏族が進出し台頭する^⑥という考えも有力になりつつある。

では、高位高官を独占する氏族や新たに進出し台頭する氏族の陰で衰退していったかつての有力氏族のその後はどうなっていたのだろうか。没落しながらも、どの様に氏を維持・継承し再結集を計ってゆこうとしたのだろうか。その様な考察は、平安貴族社会の構造・「氏」や「家」の問題を考える上でも必要でありながら、彼らの社会的地位が低いこともあり、史料上になかなか現われにくいという制約のためか、殆ど研究が進展していない。しかし、かかる制約にもかかわらず検討の対象とすべきことに、「代替り」の儀式にちなみ伴・佐伯・和氣・百済王というかつての有力氏族が叙爵（「氏爵」）に預かり、それを通して氏が曲がりなりにも維持・継承されていたということがある。

氏爵とは、竹内理三氏によれば、「毎年正月叙位に、王氏及び源氏藤原氏橘氏等諸氏の中で、正六位上まで進んで五位になっていないものの中から、一人づつ推挙して叙爵して叙爵の恩典に浴させること」である^⑦と言う。また、藤木邦彦氏

によると、氏爵は「平安時代から、毎年正月六日（七日、または五日）の叙位の儀に際し、王氏・源氏・藤原氏・橘氏などの正六位上の者のうちから毎年各一人、各氏長者（橘氏は是定、王氏は第一親王のち是定）から申請した者に対し、従五位下を与えること。（中略）また氏^{うじ}挙^{きよ}ともいう。元来氏爵は、令制の蔭位の制と同じような意味で起ったもので、有力な氏に対する一特典であり、その氏の氏長者はこれを推挙する特権を与えられたわけである。正六位上の者は、氏ごとに常に何人かいるわけであるから、この特典を競望するようになり、そこで希望者はまず申文（申請書）を氏長者に提出し、これを氏長者が見て、そのうちから適任者を定め、これを氏長者から奏文をもって推挙することになったものである」とされ、氏爵に預かる氏は王・源・藤原・橘の四氏という平安時代の特に有力な氏であり、氏爵はそうした有力な氏に対する一特典であると考えられている^⑬。

ところが平安時代の叙位や氏爵の史料を通覧すると、毎年正月の叙位で王・源・藤原・橘の四氏が預かる氏爵の他に、即位式・大嘗会など天皇の代替りの儀式に伴う叙位（即位叙位・大嘗会叙位）や十九年に一度、十一月朔日が冬至となることを祝う朔旦冬至に伴う叙位（朔旦叙位）で伴・佐伯・和氣・百済王の四氏が「氏爵」に預かることも見えるが、それについては、いつ頃、なぜ成立したかを始め、その実態は殆ど説明されていない（以下、伴氏以下四氏への叙爵を「氏爵」と示す）。もはや有力ではなくなったこれら四氏になぜ「氏爵」の授与が続けられたのであろうか。この「氏爵」の実態の解明は平安貴族社会を考える上で意外な側面を示してくれるのだが、そうした研究は殆ど進展していない。それは、まず、「氏爵」のみならず、即位叙位・大嘗会叙位（両者を合わせ「即位」叙位とする）・朔旦叙位の実態からして研究されていないことによる。そして、これらの叙位の「氏爵」は氏からの推薦書（申文）の提出から始まり、叙位の議により決定されるが、「氏爵」の申文の内容と叙位の議の内容とが双方ともよく判る典型例を見い出せなかったことにも起因している。

本稿ではかかる研究状況を鑑み、まず、「氏爵」の典型例として理解する上で格好の例でありながら殆ど注目されてこなかった応徳三年十二月の即位叙位（堀河即位）を、百済王氏の「氏爵」申文（『為房卿記』紙背文書）と叙位の議を記した

『通俊卿記』を通して検討した後、それをもとに同様な視角からの分析をその前後の時代、更に、大嘗会叙位・朔旦叙位にも及ぼし、「氏爵」の実態の理解や成立時期・成立理由の解明に迫ろうと思う。

① 黒板伸夫「位階制変質の一側面——平安中期以降における下級位階——」『日本歴史』四一三号 一九八四年。

② 『続日本紀研究』紙上での米田雄介・福井俊彦両氏の研究の後、最近の研究では、黒板伸夫「平安時代の位階——正四位上・正五位上を中心として——」(瀧川博士米寿記念会編『律令制の諸問題』一九八四年)がある。

③ 竹内理三「成功・榮辱考」(『律令制と貴族政權』第Ⅱ部 一九五八年)。

④ 土田直銀「官職制度の概観」(『岩波古語辞典』一九七四年)。

⑤ 橋本義彦「貴族政權の政治構造」(『岩波講座 日本歴史』4 一九七六年、のち、『平安貴族』一九八六年)、古瀬奈津子「昇殿制の成立」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』一九八七年)。

⑥ 橋本義彦「公家の暮し」(同『貴族の世紀』一九七五年)。

⑦ 竹内理三「律令官位制に於ける階級性」(『律令制と貴族政權』第Ⅰ部 一九五七年)。

⑧ 養老公式令16 勅授位記式条。

⑨ 長山泰孝「古代貴族の終焉」(『続日本紀研究』二二四号 一九八一年)、佐藤宗諱「律令政治の展開」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』2 一九八四年)。

⑩ 宇根俊範「律令官人制と貴族」(『史学研究』一五五号 一九八二年)。

⑪ 竹内理三「氏長者」(『律令制と貴族政權』第Ⅱ部 一九五八年)。

⑫ 藤本邦彦「うじのしゃく 氏爵」(『国史大辞典』第二卷 一九八四年)。

⑬ 最近の研究として、宇根俊範「氏爵と氏長者」(坂本賞三編『王朝國家國家史の研究』一九八七年)があり、更に研究が進展した。

第一章 応徳三年十二月の即位叙位と「氏爵」

第一節 応徳三年十二月十三日付交野禁野司百濟王氏人申文の検討

既に別の機会で述べたように、国立公文書館内閣文庫に所蔵される十七冊本の『為房卿記』①(『大御記』のうち寛治元(二〇八七)年秋七月八月九月条の「裏書」と題する写本(函号160-184 十七冊本の八)は万治三(一六六〇)年五月二十五日の奥付をもつ江戸時代の写本で古写本ではないものの、院政期を中心とした注目すべき紙背文書が「裏書」として書写されている。②この写本は袋綴で紙数は四十二紙であるが、第五紙・第十四紙の各々の表裏と第十五紙の表には、応徳三(一〇八六)年十二月の堀河天皇の即位式に伴う叙位(即位叙位)に関する「御交野禁野司百濟氏人」らの「氏爵」申文が中欠ながら書写さ

④ ⑤ ⑥
 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

（第五紙表）

御文部卿新司百濟氏人等敬惶誠恐謹言
 諸特蒙 天國蒙先朝任道理板頭左近衛藤原公實自第爵狀
 御印任左大臣會朝具等給近例
 所印任
 廣忠王
 廣運王
 昌福王
 基福王
 基福王
 基福王
 大青會
 聖元王
 聖元王
 寛弘二年十月十七日 叙給
 長和二年二月七日 叙給
 長元元年六月六日 叙給
 寛徳二年四月廿日 叙給
 治暦四年七月廿日 叙給
 延久元年三月廿日 叙給
 寛和二年十月廿日 叙給
 定保元年十月廿日 叙給

御目

建武王

宗昭王

興任王

崇慶王

建武四年十一月廿二日 叙

長元四年十一月廿二日 叙

永樂四年十一月廿二日 叙

仁二年十一月廿二日 叙

後從諸陽益校具以馬磨也之南全細出別就福祿其年
 急於別後福輝喜買服青生徑之傳之功之若屋南邊
 國蘇代代 三卷 門部任并制也冬重乃張氏筆 書叙給
 之制并附封就中書負大德文康公言先奏所王是造門
 中國發 光朝 門部任 府氏筆之難成竟而小書行
 齊王不究別書負國勝破敘叙齊別書其仁作氏人
 一筆說多不師

徳川侯爵より文行足喜所方指扇勅使傳
 何事云云以叙叙無端々々子也
 若旦和門風々諸勝且作事々之不宣氏人孝誠
 天國徑達此叙叙傳

應徳三年三月廿七日 奉

正二位上左衛門王基貞
 正二位上左衛門王永末
 正二位上左衛門王正末
 正二位上左衛門王將方
 正二位上左衛門王清明
 正二位上左衛門王為孝
 正二位上左衛門王其行
 正二位上左衛門王

件基自天師禁師习信師子孫明是仍
為令經文加多判

在唐先生下所書
在唐先生下所書
在唐先生下所書

釈 文

〔A断簡〕

（第五紙裏）

「御交野禁野司百濟氏人等誠惶誠恐謹言

請_下特蒙_三 天恩_二依_三先例_二任_三道理_二被_レ預_三蔭_二子百濟王基貞榮爵_二状

御即位并大嘗會・朔旦等給近例

御即位

慶忠王 寛弘八年十月十七日 叙給

慶運王 長和五年二月七日 叙給

昌源王 長元九年^{〔七カ〕}六月六日 叙給

基明王 寛徳二年四月廿八日 叙給

基清王 治暦四年七月十九日 叙給

基行王 延久四年十二月廿八日 叙給

大嘗會

興元王 寛和二年十一月十七日 叙給

良運王 寛弘九年十一月廿日 叙給

（第五紙裏）

「朔旦

藤運王 天曆九年十一月廿二日 叙給

宗照王

長元四年十二月十五日^{〔一カ〕} 叙給

興任王

永承五年十一月十三日 叙給

興房王

延久元年^{〔延久元年〕} 年十一月廿二日 叙給

(中 欠)

〔B 断簡〕

〔第十四紙裏〕

「像・經論・幡蓋・袂具及馬・鷹、加^{〔黄カ〕}之以、南金初出、則敬福獻^{〔百濟王〕}其紫磨^{〔夷カ〕}、東^{〔夷カ〕}

急紛、則俊哲揮^{〔百濟王〕}其白刃、非^{〔亦〕}啻先祖立傳之功、爰其後裔遺^{〔顯カ〕}刻石之勳、

因^レ茲、代代 天皇御即位并朔旦冬至日、隨^二氏拳^一 奏、叙^二給氏爵^一、往古

之例、不^レ可^二勝計^一、就^レ中、基貞大祖父慶忠王・父基行王、是等也、門跡勝亡

中、因^レ茲、先朝^{〔白河天皇〕} 御踐祚之時、氏輩多雖^レ成^二競望^一、以^二基行^一被^レ尋^二叙御

「爵^{〔日カ〕}己^{〔了カ〕} 下、然則、基貞相次欲^レ被^二叙爵^一、尤當^二其仁^一、抑氏人之輩誰^{〔誰カ〕}多、不^レ勤^二

〔第十四紙裏〕

「供御役^{〔役〕}、恣奏^二申文^一、於^{〔於〕}父基行^二者、獨勵^二微力^一、勤^二仕供^一 御使^{〔役カ〕}、廿五箇年、

何年奉^二之後^一、放^レ叙^二無端之輩^一乎、望請 天恩、任^二道理^一、被^レ叙^二件氏爵^一

者、且和^{〔和カ〕}門跡之殊勝、且仰^二奉々之不空^一、氏人等誠惶誠恐謹言、

應德三年十二月十三日 蔭子 正六位上百濟王基貞

正六位上百濟王永末

正六位上百濟王正末

正六位上百済王時方

正六位上百済王清明

蔭子 正六位上百済王為基

禁野別當從五位下百済王基行

禁野別當從五位下百済王

〔第十五紙表〕

「件基貞 交野 禁野 司供 御子孫明白也、仍

為令證文加与判之、

右近衛先生〔府之下野野〕下野武忠

左近衛先生〔府之〕下野敦元

右近衛將監〔府之〕下野助支

この文書は事書等によると、応徳三年十一月二十六日に踐祚した堀河天皇の即位式（十二月十九日）に先だち十二月十六日に行われた即位叙位の議において、百済王氏の「蔭子」基貞が「先例」により「榮爵」（從五位下）を授けられるようにと「御交野禁野司百済氏人」らが提出した申文である。以下、関連史料を示しつつ「申文」の大意を紹介する（以下、この「氏爵」申文を「申文」と略称する）。

まずA断簡（第五紙表裏）には、事書に続き「御即位并大嘗會朔旦等給近例」（以下、「近例」と略称する）として、即位叙位・大嘗会叙位・朔旦叙位で「氏爵」に預かった交野の百済王氏の先例がそれぞれ示されている。今、それを叙位ごと年代順に整理してみると表1のようになる。^⑥「近例」に示された人物のうち、即位叙位で「氏爵」に預かった寛弘八年の慶忠

表1 「申文」にみえる「御即位并大嘗會朔旦等給近例」

天 皇	日本年号 〔西暦〕	叙 位			備 考
		即 位	大 嘗 会	朔旦冬至	
村 上	天曆9 〔955〕			11/22 藤運王	
一 条	寛和2 〔986〕		11/17 興元王		
三 条	寛弘8 〔1011〕	10/17 慶忠王			
	長和1 〔1012〕		11/20 良運王		寛弘9年は長和元年と改元
後 一 条	長和5 〔1016〕	2/7 慶運王			叙位議は 2/6, 即位式は 2/7
	長元4 〔1031〕			12/15 宗照王 (11/15カ)	
後 朱 雀	長元9 〔1036〕	6/6 (7/6カ) 昌源王			叙位議は 7/6, 即位式は 7/10
後 冷 泉	寛徳2 〔1045〕	4/28 基明王			即位式は 4/8, 叙位議は 4/28
	永承5 〔1050〕			11/13 興任王	
後 三 条	治暦4 〔1068〕	7/19 基清王			叙位議は7/19, 即位式は7/21
	延久1 〔1069〕			11/22 興房王	
白 河	延久4 〔1072〕	12/28 基行王			即位式は 12/29

「申文」にみえる各叙位が行われた日と『公卿補任』の尻付など他の史料から知られる各叙位の日と齟齬する例がみえるが、これは、叙位が審議された日と実際に位記が授与された日との相違であろう。「申文」には叙位が審議された日が記されている。

王と延久四年の基行王は、後述するB断簡から知られる様に「氏爵」を申請した「蔭子」基貞のそれぞれ祖父と父である。A断簡は「近例」の後、欠けているので、次にB断簡の説明を行う。

B断簡(第十四紙表裏・第十五紙表)の冒頭は前欠で、釈文のみを示すと次の様になる。

(第1行) 像經論幡蓋袂具及馬廐加之以南金初出則敬福獻其紫磨東□

(第2行) 急紛則俊哲揮其白刃(後略)

前欠のため判読し難い箇所もあるが、引用部分に続けて、ただ「先祖立傳之功」のみではなく、また、「其後裔」も「刻石之動」を遺したため代々天皇の「即位」・朔旦冬至に「氏爵」に預かったと記していること、さらに、百濟王氏は日本(倭国)と友好関係が深い百濟国が六六〇年に唐・新羅連合軍のため滅亡したのに伴い亡命した王族禪広(善光)を祖とし、持統朝に百濟王と

いう氏族名を賜わり八・九世紀にかけて活躍した渡来系氏族であることを勘案すれば、次の様に考えられよう。

まず、(1)の部分については、『日本書紀』(以下、『書紀』と略す)欽明十三年十月条の「百濟聖明王、聖王遣西部姫氏達率怒喇斯致契等、献釈迦仏金銅像一軀・幡蓋若干・経論若干卷」という記事が関連しよう。これは百濟の聖明王が仏像・幡蓋・経論を日本に伝えたとする、所謂仏教公伝と称される記事であるが、これと(1)の部分と比較すると、ほぼ同じ内容なので、「申文」の前欠部分には百濟国王が仏像を献じたこと(献釈迦仏金銅像等)が記されていたと思われる。

次に、(2)「馬」については、『古事記』中卷応神天皇の段の「百濟国主照古王、以牡馬壹疋・牝馬壹疋、付阿知吉師以貢上、此阿知吉師者、阿直岐等之祖」という記事や『書紀』応神十五年八月丁卯条の「百濟王、遣阿直伎、貢良馬一匹、即養於輕坂上廐、因以阿直岐令掌飼、故号其養馬之處、曰廐坂也」という記事と関連しよう。これらの記事により、馬は応神朝の頃に百濟国王が阿知吉師を日本に派遣した際に齎されたとの伝えが「記紀」編纂時にあったことが知られる。

そして、(3)「鷹」については、『書紀』仁徳四十三年九月条の次の記事が関連しよう。

庚子朔、依網屯倉阿弭古捕異鳥、献於天皇。曰、「臣每張網捕鳥、未嘗得是鳥之類、故奇而献之。」天皇召酒君、示之鳥曰、「是何鳥矣。」酒君对言、「此鳥之類、多在百濟、得馴而能従人、亦捷飛之掠諸鳥。」百濟俗号此鳥曰「俱知」是今時。乃授酒君令養馴、未幾時而得馴。酒君則以韋縵著其足、以小鈴著其尾、居腕上、献于天皇。是日、幸百舌鳥野而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹令捕、勿獲數十雉、是月、甫定鷹甘部、故時人号其養鷹之處、曰鷹甘邑也。

この時、鷹の「養馴」を命ぜられた酒君は「百濟王之族」で、百濟に派遣された紀角宿禰に対し「無礼」であったとして襲津彦に付けて日本に送られた人物と伝えられている。^⑩馬の献上をめぐる伝承と同様、これらの記事が何らかの事実に基づくか否かという問題は暫くおくとしても、少くとも八世紀初め頃には、鷹は仁徳朝の頃に百濟の王族によって、「養馴」が始められたと伝えられていたことが知られる。このような伝承をもとに交野の百濟王氏の氏人は鷹飼が百濟国の王

族によって始められたことを先祖の功績と認識していたものと思われる。後述する様に交野の禁野は鷹場であるので、鷹飼の始まりをめぐる伝承は「禁野別當」の百済王氏が「氏爵」に預かる大きな根拠であった。

以上の如く、「記紀」に記述された百済国からの仏教公伝・馬の進上や百済国の王族による鷹飼の開始を、交野の百済王氏の氏は、「先祖立傳之功」と主張したのであった。

さらに(4)の部分は『続日本紀』(以下、『統紀』と略す)天平勝宝元(七四九年四月甲午朔条・乙卯(二十二日)条等にみえる所謂東大寺盧舎那仏(大仏)の塗金のため陸奥守百済王敬福が部内の小田郡で産出された黄金を朝廷に献上した功績と関連しよう。「申文」にみえる「敬福」とは勿論百済王敬福を指し「紫磨」とは黄金のことであるから、「南金」は「黄金」の誤写と思われる。続く(5)の部分はやや判読し難い部分もあるが、百済王氏は八世紀後半から九世紀初めにかけて律令国家の東北経略において軍事面で活躍した氏族であったことを勘案すれば、「白刃」を「揮」った「俊哲」とは宝龜五(七七四年)より始まった対蝦夷戦争で活躍した百済王俊哲のことであり、その「功績」を強調した部分と思われる。俊哲は陸奥鎮守副將軍・同將軍、征夷副使等を歴任したが、『統紀』宝龜十一(七八〇)年十二月丁巳(二十七日)条によれば「陸奥鎮守副將軍從五位上百済王俊哲等言、己等為賊被圍、兵疲矢盡、而析桃生・白河等郡神一十一社、乃得潰圍、自非神力、何存軍士、請預幣社、許之」とあり、「申文」にいう様に俊哲は自ら「揮其白刃」って「賊」の包圍網を突破することもあったと思われる、かかる東北経略における彼の「活躍」は百済王氏一族に語り継がれていたものと考えられる。

さて、「申文」によると、百済王氏は以上の様な「先祖」と「後裔」の功績により、代々の天皇「即位」の時や朔旦冬至の日に「氏奉」に随って奏し、「氏爵」が叙されるのは「往古之例」であることを記している。さらに、「氏爵」の授与を申請した基貞の「大祖父」慶忠王と父基行王がそうした例であり、先の白河天皇の即位叙位では「氏爵」の授与をめぐる「氏輩」が多く「競望」したが、父の基行が結局「氏爵」に預かっているので、子の基貞も相次いで「叙爵」に預かるのは尤も「仁」にかなう、と主張している。またそもそも「氏人之輩」は多いといっても禁野の「供御役」を勤めずに恣

に「申文」を奏していること、父の基行は一人で二十五年間も（禁野別当として）「供御使」に勤仕していること、を主張している。その後やや文意不明だが、「道理」に任せて基貞が「氏爵」に預かれば、一門一族がすぐれていることを知り、「奉公」を怠りなく勤めるでありましょう、として基貞への「氏爵」を申請している。

以上の如く記した後、「應徳三年十二月十三日」の日付に続けて「蔭子正六位上百済王基貞」以下八人が名前を連ねている。^⑩そして、「申文」の最後には「氏爵」を申請した百済王基貞が「交野禁野司供御」の子孫であることを証明するため、「右近衛先生下野武忠」以下三人が「与判」を加えている。ところで、この「与判」の意味を理解するには百済王氏や下毛野氏と交野の禁野との関係を少し述べる必要があろう。

百済王氏は『書紀』天智三（六六四）年三月条に「以百済王善光王等、居于難波」とあるように初めは難波に居住していたが、百済王敏福が河内守に任命された天平勝宝二（七五〇）年頃、百済王氏の主流は河内国交野郡に移住したと考えられている。^⑪現在、枚方市中宮には百済寺跡があり、百済王氏の氏寺として敏福が創建したのではないかと考えられている。^⑫そして、光仁天皇が宝龜二（七七二）年二月に行幸して以来、特に百済国王より分れたと称する和氏出身の高野新笠を母とする桓武天皇が延暦二（七八三）年十月に行幸し鷹狩を行ってからは、頻繁に交野の地に天皇の行幸があり、交野を本貫とする百済王氏と交野の禁野との関係が形成されてゆく。「禁野」とは天皇の支配する狩場で一般の狩猟を禁じた原野であり、禁野とも呼ばれた。『西宮記』（史籍集覧本）巻十七臨時五の諸院には、

禁野、北野^{有別当} 交野^{カノノ} 宇陀野^{以百済王少親為檢校}

とあり、交野の禁野は百済王氏と深い関係があったので、百済王氏がその「檢校」を行う様になったと思われる。「申文」には「禁野別當」が二人みえるが、代々この交野の百済王氏がその地位を世襲していたらしい。^⑬

ところで、先述の如く交野の禁野では鷹狩が行われたが、一般に禁野では衛府の鷹飼の官人（次第に近衛舍人に限定されるという）が藏人所のもとで鳥を供御として貢進する制度ができてゆくという。^⑭『禁秘抄』上巻の御膳事には、「供御四府供、

先例等置_ニ御膳棚_ニ後、付_ニ御厨子所_ニ、近代只直付_ニ御厨子所_ニ、禁野_ニ交野等鳥同_ニ之、
交野等鳥_ニを進めていることが知られる。
鷹飼舎人_ニとあり、「鷹飼舎人」が「禁野

一方、九世紀以降に衛府を中心に活躍する下毛野氏_⑤は、十世紀末葉以降、大臣家大纓で「鷹飼渡」の任を世襲的に独占する様になり、院政期以降は藏人所に直属する鷹飼職を長く世襲し、衛府官人隨身兼御鷹飼として河内国交野の禁野を管轄下におき、そこに設定された鷹飼免田を保持しつつ禁野の管掌を基礎として散所の管理運営に当たったといわれている。

「与判」を加えた一人下毛野武忠は当時の記録等に甚々その名が見える人物で、『水左記』応徳元年正月十七日条によれば「鷹飼右近番長」とみえ、また、『下毛野氏系図』によると武忠は「御鷹飼」であったとする。「氏爵」に預かることを申請した百済王基貞が「交野禁野司供御子孫」であることを下毛野武忠らが保証しているのは、下毛野氏が当時交野の禁野の近くに鷹飼として居住していたからであろう。なお、「申文」にこの「与判」が必要だった理由は、「氏爵」をめぐる氏人による「競望」が激しく、禁野供御役を勤めることが「氏爵」の授与に重要な意味をもっており、それを証明する必要があったためである。

以上、「申文」の内容を検討したが、この「申文」により、この時まで、交野の禁野の百済王氏は遅くとも十世紀中頃から十一世紀初め以降、「即位」叙位・朔旦叙位で定期的に「氏爵」に預かっており、今回もその先例にならって叙爵されることを望んでいることが知られる。

それでは、この「申文」はどの様に取り扱われたのだろうか。次節では、応徳三年の即位叙位の議を『通俊卿記』により「氏爵」を中心に即位叙位の実例を考察する。

第二節 『通俊卿記』 応徳三年十二月十六日条の検討

応徳三年十二月十六日の堀河天皇の即位叙位については、『御即位叙位部類』所引の『通俊卿記』_⑥に詳しい。「申文」の

内容の理解のみならず、即位叙位の審議内容が判る典型的な例でもあるので、やや長文にわたるが、『大日本史料』第三編之一より関連する部分を掲げる（……線——線・（一）等の番号は筆者）。

応徳三年十二月十六日、今日被_レ行_ニ御即位叙位事、仍申刻参内、（中略）次撰政出御、（藤原師実）次公卿各著_レ座、（中略）

人々座定後、右中弁基綱朝臣・権左少弁為房・右少弁重資等、取_ニ宮文、入_ニ自_ニ東面妻戸、置_ニ執筆人座前、（中略）撰

政有_ニ領許、予敬屈承_ニ之、置_ニ笏於座、取_ニ移_ニ一箇文書於第二筥、（イナシ）年_{（中略）}撰政引_ニ寄筥、覽_ニ二十年勞、則返給、（中略）

予召_ニ為房、（五位）為房参入、先候_ニ撰政氣色、後召_ニ統帟、（紙）其詞云、統帟須不_ニ候氣色、不_ニ候氣色、可_ニ召_ニ、次為房持_ニ来統帟二卷、

取_ニ帟入_ニ一筥、（五位）取_ニ笏候、撰政願許給、次置_ニ笏披紙卷返之、和_ニ墨先書_ニ從五位下四字、（在イ）許書也、仰云、

王氏爵、雖無_ニ親王拳、被_ニ叙否、予申云、無_ニ親王拳、殊不_ニ被_ニ叙、但院御時、一兩有_ニ之叙之例、無_ニ左右仰、仍

置_ニ笏、取_ニ出式部省奏_ニ読_ニ之、（件省）所_{（藤原宗俊）}而撰政命云、如此連、（一丞不_ニ給_ニ府、仍雖_ニ宗俊元一丞、可_ニ叙_ニ源宗俊）不_ニ被_ニ用奏、叙_ニ源宗清_ニ読_ニ上之、次被_ニ仰下可_ニ叙_ニ

藏人_ニ之由、先叙_ニ式部・民部_ニ二省、奏之後、及_ニ王氏・藏人_ニ、而今度被_ニ叙_ニ藏人_ニ一也、仍叙_ニ藤原隆時_ニ一、（了）次

民部省欲_ニ叙、件奏不_ニ見_ニ宮中、仍以_ニ右中弁基綱朝臣_ニ令_ニ尋求、令_ニ叙_ニ之、（平祐）次取_ニ笏申云、院宮御申文召遣、（其詞、院宮御申文）重資退去、

撰政諾給、被_ニ仰下可_ニ召_ニ右少弁重資_ニ之由、予召_ニ重資、則参入居_ニ東廂、仰云、院宮御申文召遣、（其詞、院宮御申文）重資退去、

次叙_ニ外記・史、勾_ニ申文入_ニ一筥、次依_ニ仰取_ニ出氏爵名簿等、置_ニ観宮左方、（以_ニ右代左）次下_ニ給_ニ伴・佐伯・和氣・百濟

等申文、各三通、（二カ）近衛府奏等、指_ニ笏給_ニ之、（不_ニ抑_ニ観宮等、及_ニ手）置_ニ座左、（不_ニ令_ニ混合）次依_ニ仰叙、次叙_ニ橘氏、（不_ニ封_ニ短冊、在_ニ外記笠披_ニ之）

如_ニ先、（勾名簿）次叙_ニ藤氏、（撰政以_ニ詞）今度之源氏爵名簿、左大臣依_ニ重服不_ニ被_ニ拳申、依_ニ為_ニ取前叙位之次、下_ニ給_ニ外記勸文、

置_ニ笏及_ニ手給_ニ之、置_ニ座左、下_ニ給_ニ申文、從_ニ館出_ニ申文等、殆可_ニ混合、仍少々申文等、一筥与_ニ観宮之間、置_ニ之、

或又観宮外於方暫置_ニ之、叙_ニ策勞、（撤_ニ勸文、依_ニ無_ニ申文、説_ニ訓カ）次叙_ニ左右近將監等、皆下_ニ給_ニ申文等、此間右少弁重資来、授_ニ

院宮御申文等、（中略）（件諸司旁無人也、而二人被_ニ以_ニ手勞）次任_ニ諸司旁、（取遣_ニ叙之、仍二人叙也、勸文突懸）次有_ニ三氏々沙汰、件氏長者拳三通也、二人、散位定通

孝子息一人、主計助広忠^(件)拳第々、被^(佐伯)叙定通^(信高)拳⁽²⁾、外記伴定信、雖^(信高)申^(信高)氏爵⁽²⁶⁾、先祖依^(佐伯)無^(佐伯)叙爵之例、不^(佐伯)被^(佐伯)用^(佐伯)之、

佐伯氏所勞者一人、^(佐伯)一人外記大夫國元男、^(佐伯)元宗、^(佐伯)一人掃部頭信貞男、^(佐伯)實爲^(佐伯)氏、^(佐伯)仍^(佐伯)可^(佐伯)被^(佐伯)叙^(佐伯)信貞男、^(佐伯)令^(佐伯)中^(佐伯)、^(佐伯)則^(佐伯)叙^(佐伯)信高^(佐伯)、^(佐伯)掃部頭、^(佐伯)次^(佐伯)被^(佐伯)叙^(佐伯)平資賴^(佐伯)王^(佐伯)

基貞^(件)、^(件)人禁衛司小口也、^(件)同被^(件)尋^(件)、^(件)予^(件)令^(件)申^(件)云、^(件)百濟王二人、以^(件)次書^(件)從五位上^(件)、^(件)(中略)次藤原仲実叙^(件)之、^(件)陽明門、^(件)次被^(件)叙^(件)平資賴^(件)、

國、^(佐伯)次書^(佐伯)從四位下^(佐伯)、^(佐伯)大内記敦基、^(佐伯)依^(佐伯)策叙^(佐伯)之、^(佐伯)突^(佐伯)、^(佐伯)次書^(佐伯)從四位上^(佐伯)、^(佐伯)[藤原]能実^(佐伯)、^(佐伯)給^(佐伯)院御給^(佐伯)書^(佐伯)、^(佐伯)書^(佐伯)三年号^(佐伯)(中略)次撰政召^(佐伯)

新中納言、給^(佐伯)叙位^(佐伯)、令^(佐伯)請印^(佐伯)、^(佐伯)(下略)

從四位上

[藤原] 藤原朝臣能実、院御給、

從四位下

[藤原] 藤原朝臣敦基、策、

從五位上

[藤原] 藤原朝臣仲実、陽明門院御給、

[藤原] 平朝臣資季、治間、

從五位下

[藤原] 藤原朝臣隆時、藏人、

[藤原] 源朝臣家清、式部、

[藤原] 平朝臣祐俊、民部、

[藤原] 紀朝臣雅定、外記、

[藤原] 大江朝臣宗国、史、

- 藤原朝臣成経、氏、⁽⁶⁾
橘朝臣光清、氏、⁽⁷⁾
橘朝臣忠副、⁽⁸⁾〔副カ〕策、
菅原朝臣惟進、左近、⁽⁹⁾
紀朝臣国方、右近、⁽¹⁰⁾
源朝臣仲季、二条院御給、⁽¹¹⁾
藤原朝臣経明、太皇太后宮御給、⁽¹²⁾
八木宿禰忠幸、皇太后宮御給、⁽¹³⁾
源朝臣頼季、一品院子内親王給、⁽¹⁴⁾
藤原朝臣清方、三品篤子内親王給、⁽¹⁵⁾
和気朝臣信忠、无品祐子内親王給、⁽¹⁶⁾
源朝臣顯保、无品梶子内親王給、⁽¹⁷⁾
藤原朝臣忠良、无品令子内親王給、⁽¹⁸⁾
藤原朝臣兼成、女御道子朝臣給、⁽¹⁹⁾
藤原朝臣実任、前女御基子給、⁽²⁰⁾
栗田朝臣安頼、諸司、⁽²¹⁾
橘朝臣高宗、諸司、⁽²²⁾③
清原真人頼季、外衛、⁽²³⁾
伴朝臣済定、開門、⁽²⁴⁾④

(25) 佐伯朝臣信高、開門、
(26) 百済王基貞、氏、

応徳三年十二月十六日、

右に引用した『通俊卿記』によると、公卿らが諸院・諸宮・諸省(官司)・諸氏などからの「奏」・「拳」・「申文」等による推薦者について、先例を勘案しつつ審議が行われてゆく過程が知られる。以下、従五位下に叙される部分を中心に簡単な説明を加える。

まず、「奏」や「申文」により、藏人・式部・民部・外記・史からそれぞれ順番で一定の年限を勤めた「勞」のある人物が推挙され(通例、藏人では六位藏人、式部・民部では大丞、外記では大外記、史では左右の大史が候補者となる)、今回は式部省の「拳」を除いてそのまま叙されている。なお、このうち外記(紀朝臣雅定、外記)については、同じ『為房卿記』の「裏書」の第十八紙裏に関連する記述がみえる。この記述は恐らくこの叙位の議に関連する何らかの抜書様のものと思われる、以下説明を加える叙位にもかかわる部分があるので、その部分の積文を掲げることにする。

(第十八紙裏)

「宗季、申加階、」

章家、申加階、

知實、^(伴)申陰陽大夫充、

義親、^(和名)以男誠貞申氏
尊、^(和名)和氣

元宗、^(佐伯)申佐伯氏尊、

信高、^(佐伯)申同氏尊、

雅定、^(起)申外記巡爵、

これによると、最後の「雅定、^{申外記巡爵、}」との記載は外記の巡爵を申請した紀雅定のことを示し、『通俊卿記』の記述と対応する。

さて、次いで、橘氏・藤原氏の氏爵が叙された。通例では王氏・源氏の氏爵も行われるのであるが、今回の叙位では、王氏は「親王拳」がなく、また、源氏は左大臣源俊房の「重服」により「源氏爵名簿」が「拳申」されなかったという様

に、共に氏長者的な人物による推挙が行われなかったため、王・源の両氏は氏爵に預からなかった。^④

更に、策勞^⑤及び左右近衛府の將監が叙された後、引用の際には省略したが、諸々の院宮・内親王・女御の「給」（御給）による推挙者が申請通り叙され、諸司の「勞」により二人が叙された。以上、ここまでの叙位のされ方は、『西宮記』や『江家次第』にみえる叙位の議のあり方と類似しており、通常の正月の叙位のあり方と同じと言える。

そして、叙位の議の最後に、「氏々沙汰」、即ち「氏爵」の申文を提出した伴氏以下の叙爵が審議された。以下、「氏爵」にかかわる部分なので、やや詳しく述べることにする。

まず、伴氏は氏長者の「挙」が二通あり、散位伴定通の「挙」（その子済定）と主計助伴広忠の「挙」（外記伴定信）があったが、定通が推挙した済定が叙された。一方、広忠が推挙した外記伴定信は「先祖依_レ無_レ叙爵之例、不_レ被_レ用_レ之、」とある様に先祖に「氏爵」に預かった人物がいなかったため申請は却下された。また、佐伯氏は外記大夫佐伯親元の子元宗と掃部属佐伯信貞の子信高が「氏爵」をめぐる「争論」するが、先例を尋ねられた藤原通俊が、親元の子祖にはそうした先例はないものの、信貞は祖父が安和・寛和の間に「氏爵」に預かった例があると回答したため、結局、信高が叙爵された。さて、先に示した拔書様の記載には「元宗、中佐伯氏眞、信高、中同氏眞」とあるが、これも『通俊卿記』の記述と対応するのは明らかであろう。なお、この時、「氏爵」に預かることのできなかった元宗は、翌寛治元年十一月の大嘗会叙位で「氏爵」に預かっている。^⑥

そして、次に百済王氏の「氏爵」が叙されたが、結局第一節で検討した「申文」により「氏爵」を申請した百済王基貞が叙された。『通俊卿記』によれば、基貞は「禁野司小口」^⑦であり、佐伯氏と同様に先例を問われた通俊が、百済王氏には「氏爵」申請者が二人いるが、「以_二禁野_一已為_レ先」す、即ち交野禁野の百済王氏を先に叙することになっていると回答したため基貞が「氏爵」に預かった。「申文」に禁野での「供御役」^⑧の勤仕に言及しているが、それが叙爵に決定的な効果をあげたと言える。

さて、叙位聞書に示される様に今回の即位叙位では和氣氏は「氏爵」に預かっていない。但し『通俊卿記』に「下」給伴・佐伯・和氣・百濟等申文」とあるので、和氣氏も申文を提出したらしい。それを裏付けるのは先述の抜書様の記載である。即ち、「義親、以男誠貞申氏」との記述は「氏爵」を申請した一人に和氣義親の子誠貞がいたことを推定させる。

以上の様に「氏爵」の申請に際しては、氏内部で「氏爵」をめぐり「競望」が起っており、氏長者も推挙者を一人に統一できず、氏内の「門流」ともいべき存在が「氏爵」に預かるため互いに争っていた。この様な「競望」が起った理由は没落した氏では「氏爵」に預かることが氏内部で氏長者的存在になるための条件であったからであろう。また、「氏爵」の授与はその先祖に叙爵の先例があることが重要な条件であったが、「申文」の「近例」にみえる先祖の「氏爵」授与者は百濟王氏でも交野の禁野在住の一族であり、十一世紀には既に即位叙位において彼らが「氏爵」に預かることが定例化していたことが知られよう。

以上、『通俊卿記』を通して応徳三年の即位叙位を「氏爵」を中心に検討した。これにより「氏爵」と即位叙位の典型例や傾向が理解できたと思われる。従って、次章以下、予想される史料制約に対して、これらの理解をもとに、即位・大嘗会・朔旦の各叙位の実態を検討し、その中から「氏爵」の成立時期や成立理由を説明することにする。

- ① 足利健亮・金田章裕・田島公「美濃国池田郡の条里——『池田郡司五百木部惟茂解』の紹介と検討を中心に——」『史林』七〇—三一
一九八七年）第一章。

- ② 日記の記主である藤原為房関連の史料は『大日本史料』第三編之一六の永久三（一一一五）年四月一日条参照。略伝には所功「撰集秘記」の基礎的研究」（同編『京都御所東山御文庫本撰集秘記』一九八六年）がある。また、為房が再興したといふべき高藤以来の勧修寺流については橋本義彦「勧修寺流藤原氏の形成とその性格」（『平安貴族社会の研究』一九七六年）がある。なお、現存する『為房卿記』の写本に

ついては、『国書総目録』第五卷（一九六七年）、皆川完一編「記録年表」（『国史大辞典』第四卷 一九八四年）参照。

- ③ その他の主な文書二通については別稿で紹介する予定である。

- ④ 応徳三年当時、藤原為房は権左少弁として、後掲の『通俊卿記』にみえるように（——線部分）この即位叙位の行事にかかわっている。百濟王氏の「申文」が『為房卿記』寛治元年秋の条の「裏書」として書写されていることはこのことと関係しよう。叙位の議において、通例、氏爵の申文は外記方に提出されるため（玉井力「『紀家集』紙背文書について」『日本歴史』四三三四号 一九八四年）、為房は叙位の議の

終了後、不要となった「申文」を何らかの理由、例えば後掲の『通俊卿記』によれば、「氏爵」の場合、先祖に叙爵の先例があったか否かが問題となっているので、今後の叙位の議の参考として持ち帰ったものと思われる。なお、『為房卿記』の自筆本は京都大学文学部附属博物館所蔵の永保元年のものにみられるように具注暦に書かれていたようである。このことは、「申文」が写本を転写する過程で日記に入り込んだものでなく、自筆の「為房卿記」寛治元年秋の条の料紙として用いられたため残ったとすると、一見、不都合にもみえるが、寛治元年秋の場合、記述内容がかなり多い日があり、そのような日は具注暦の余空や裏に書ききれないため、具注暦の間に紙を継ぎ足して書きついでものと思われる。その際、この「申文」や書状など、反故となった寛治元年秋より前の書状・文書が料紙として利用され、「裏書」として残った可能性が強い。但し、具注暦に書いた日記をもとに、自らあるいは子孫が清書本を作る際に「申文」が用いられるなどその他の可能性も考慮する必要がある、断定することはさし控えたい。なお、紙背文書に関しては田中稔「紙背文書」、『日本古文書学講座』中世編Ⅰ（一九八〇年）参照。

⑤ 竹内理三編『平安遺文』、『大日本史料』第三編之一やその補遺にも未収。

⑥ 朔旦叙位の最後にみえる興房王が叙爵された年は写本からは判読困難であるが、その残画や永承五（一〇五〇）年以降応徳三年以前で、朔旦冬至が祝われた年は延久元年だけであることから（桃拾行「閏月と朔旦冬至（一九九七年閏への執心）」『広瀬秀雄編「暦」一九七四年』）、不明部分が「延久元年」と推定されると同時に、「近例」に示された百済王氏の叙爵例は幸いにも全て残っているといえよう。

⑦ 治暦四年の即位叙位で「氏爵」に預かった基貞王が『本朝世紀』治暦四年十一月二十一日条に、また、基貞の父の基行王が「叙位尻付抄」

にみえる他は、管見では他の史料にみえない。なお、『叙位尻付抄』は『大日本史料』未刊部分は翻刻されていないので、本稿関連の部分のみを示す（引用は京都大学附属図書館所蔵菊亭文庫本〔請求番号菊・巻・54〕により、東山御文庫本のマイクロフィルムで確認した）。

御即位

伴・佐伯、注開門、

「延久四年即位」

從五位下 伴朝臣濟俊、開門、

「応徳三年即位」

從五位下 伴朝臣濟定、開門、

佐伯朝臣信高、開門、

「延久四年」

從五位下 百済基行、氏、

和氣朝臣義親、氏、

「應徳三年即位」

從五位下 百済王基貞、氏、

⑧ この「即位」は即位式と大嘗会を含む所謂広義の「即位」を示す。

⑨ 長山泰孝「百済王氏の人々」、『校方市史』第二卷（一九七二年）。

⑩ 「統紀」天平神護二年六月壬子（二十八日）条（百済王敬福襲伝）も参照。

⑪ 利光三津夫・上野利三「律令制下の百済王氏」（利光三津夫編『法史学の諸問題』一九八七年）。

⑫ 『書紀』仁徳四十一年三月条。

⑬ 例えば正暦四（九九三）年十二月二十六日付太政官符案（『平安遺文』一〇四九〇九）には、「紫磨金之尊像」とみえる。

⑭ 注⑨・⑩参照。また、今井啓一「百済王敬福とその周縁」（『続日本紀研究』四一〇（一九五七年））も参照。

⑮ 「氏爵」をめぐる「競望」は百済王氏のみならず、十一世紀には他

氏にもしばしばみえるが、応徳三年の即位叙位の場合は後掲の『通俊卿記』（本章第二節）に詳しい。

⑮ 「何年奉二之後、放叙無端之輩乎」の部分はやや文意不明である。

⑯ 二人の禁野別當のうち一人は不在のため署名していない。なお、

⑰ 「陰子正六位上百済王為基」は『中右記』や『朝隆卿記』の保安四（一二三）年二月十六日条（ともに、京都大学附属図書館蔵平松文庫本『御即位叙位部類』（請求番号 平松・第四門・コ一 19・宮内庁書陵部所蔵柳原本『御即位叙位部類』（函号 柳一 272・内閣文庫所蔵坊城家本『御即位叙位部類記』（函号 149-794）所引）にみえる崇徳天皇即位に伴う叙位で「氏爵」に預かった「百済王為基」と同一人物と思われる、交野禁野の百済王氏はその後「氏爵」に預かっている。

⑱ 『統紀』天平神護二年六月壬子（二十八日）条。

⑲ 注⑨・⑬参照。

⑳ 奥田尚「百済王氏の百済寺」（『枚方市史』第二巻一九七二年）。なお、この百済寺の縁起で、鎌倉時代の書写という「百済寺本縁起」（伏見官家九条家旧蔵 諸寺縁起集 図書寮叢刊 一九七〇年）には、百済王氏の「子孫河内国交野郡居住也、代々國王即位時、賜冠成五位也」とあり、即位叙位で「氏爵」に預かっていたことを伝えている。

㉑ 『統紀』延暦九年正月壬子（十五日）条には、「葬於大枝山陵」（高野新笠姓和氏、禪新笠、贈正一位乙繼之女也、母贈正一位大枝朝臣真珠、后先出自百済武寧王之子純陀太子、（中略）宝龜年中、改姓為高野朝臣、今上即位、尊為皇太夫人、九年追尊上尊号、曰皇太后、其百済遠祖都慕王者、河伯之女感日精而所生、皇太后即其後也、）とあり、高野新笠の出身氏族である和氏は百済国の武寧王（第二四代）の子純陀太子より分れた氏族であると伝えている。一方、百済王氏は『統紀』天平神護二年六月壬子（二十八日）条（百済王敬福傳）に

「其先者出自百済國義慈王」とみえ、義慈王（第三〇代）より分れ、その子神広を祖としている。

㉒ 井上薫「交野ヶ原への行幸と鷹狩」（『枚方市史』第二巻 一九七二年）。

㉓ 本章第二節に引用した『通俊卿記』も参照。「氏爵」に預かった人物は氏長者的存在となり、「禁野別當」となった人物であると思われる。

㉔ 中原俊章「藏人所の役割と供御の性格」（同『中世公家と地下官人』一九八七年）。

㉕ 新訂増補故実叢書本の『禁秘抄考証』による。

㉖ 平安時代の下毛野氏については、高橋富雄「平安時代の毛野氏——その性格と問題——」（『古代学』九一・一二一九六〇年）、笹山晴生「毛野氏と衛府——高橋富雄氏の「平安時代の毛野氏」をめぐって——」（『日本歴史』一八六号 一九六三年、のち、同『日本古代衛府制度の研究』一九八五年）、中原俊章「中世隨身の存在形態——隨身家下毛野氏を中心に——」（『ヒストリア』六七号 一九七五年）、同『中世公家と地下官人』一九八七年）、横野廣造「十二世紀初頭の下毛野氏の官人たち」（『平安文学研究』七三号 一九八五年）、渡辺晴美「院政時代と隨身——下毛野武正を通して——」（『日本歴史』四五六号 一九八六年）などがある。

㉗ 弓野正武「鷹飼渡」と下毛野氏」（『史観』九三三 一九七六年）。

㉘ 網野善彦「中世前期の『散所』と給免田——召次・雑色・駕與丁を中心に——」（『史林』五九一 一九七六年、のち、同『日本中世の非農業民と天皇』一九八四年）。なお、『山槐記』応保元（一一六〇）年十二月二十三日条には、「片野御鷹飼下毛野武安・知武、訴申免田作人不辨・地利、任先例賜所・令果事、又為・精葉御牧住人、御鷹飼等被追捕住宅并凌破了、」とあり、片野（交野）の鷹飼である下毛野氏の実態が具体的に知られる初例と考えられている。かかる意

味で、この「申文」の記載は百済王氏は勿論、下毛野氏が交野禁野やその近辺に住んでいたことを示す史料としても重要である。

- ②⑧ 下毛野武忠については注②⑨前掲中原論文に略伝がみえる。また、武忠も含めこの時代の下毛野氏に関する史料は『栃木県史』史料編古代（一九七四年）に詳しい（注②⑨前掲網野論文参照）。なお、武忠は『中右記』寛治四（二〇九〇）年四月十五日条に「左府生下毛野武忠、（藤原師通、左大將殿、）とみえるので、「申文」の「右近衛先生」は「右近衛府生」の誤写である。

- ②⑨ 『下毛野氏系図』（京都大学附属図書館蔵菊亭文庫 請求番号 菊・巻・51）の武忠の項を示すと次のようである（~~~~線は筆者）。

競馬上手

~~~~—武忠——~~~~

御隠銅

母 同ニ近季、

京極殿番長、

官人、後二条

殿官人、白河院

官人、掃ニ參京極

殿、競馬揚馬上

手、知行散所

雑色、

- ③⑩ 日記の記主は、当時右大弁であり、この日に叙位の執筆を勤めた藤原通俊である。

- ③⑪ 『通俊卿記』は注⑩にも引用した平松本と柳原本及び坊城本の『御即位叙位部類』により一部改めた。

- ③⑫ この間、「院宮」の申文による叙爵（諸宮御給）に関する記事がみえるが省略した。なお、注④参照。

- ③③ 『大日本史料』は「家」（衆力）とあるが、平松本・柳原本・坊城本ともに「取」に作る。

- ③④ これ以前に「下ニ給伴・佐伯・和氣・百済等申文、各三ニ通」とあり、「伴氏長者等二ニ通也」とある部分と相違するが、前者の「三ニ通」は「二ニ通」の誤りか。なお「伴氏長者等」は「伴氏長者等」の誤写の可能性も想定される。

- ③⑤ 『大日本史料』は「元□」とするが、平松本・柳原本・坊城本ともに「元宗」とする。また、本文に後掲する『為房卿記』の「裏書」の第十八紙裏にみえる抜書様の記載に「元宗、申ニ佐伯氏母」とあり、「元宗」とよむべきである。

- ③⑥ 『大日本史料』は「被向」とするが、平松本・柳原本・坊城本ともに「被問」に作る。

- ③⑦ 『大日本史料』は「安々寛和間」（和）とするが、柳原本・坊城本は「安之寛和間」に作る。

- ③⑧ 『大日本史料』は「代」とするが、平松本・柳原本・坊城本ともに「氏」に作る。

- ③⑨ 『大日本史料』は「高定」とするが、柳原本・坊城本や『叙位尻付抄』は「高宗」に作る。

- ④⑩ 『大日本史料』は「渣」（定カ）とするが、平松本・柳原本・坊城本や『叙位尻付抄』では「定」の字は明らかである。なお、この他、省略した部分にも、平松本・柳原本・坊城本等によって『大日本史料』のよみを再検討すべき点がいくつか指摘できる。

- ④⑪ 諸院・諸宮の申文による叙爵の部分については注②⑨に述べたように省略したが、叙位開書の部分に示された如く、従五位下では、「二条院御給」によって叙爵された（「二」源仲季以下、「前女御基子給」によって叙爵された（20）藤原実任まで十人が叙されている。なお、このような「院宮給」の一般例については、『江家次第』巻二叙位その他、須田

春子「准后・女院の乱立と『院宮給』」(一)・(二)『古代文化史論攷』4号・5号 一九八三年・一九八四年) 参照。

④② 式部省の省掾は源宗俊を推薦したが、攝政藤原師実の意見により源宗清が叙された。

④③ 「知實」については、『叙位尻付抄』の

陰陽允

「応徳四年」  
從五位下伴朝臣知実、陰陽允、

との記載より、この人物の氏名は伴氏であり、応徳三年十二月の即位叙位で叙爵を申請し、叙されなかったものの、翌寛治元年の正月叙位には叙爵されたことが知られる。

④④ はじめに注③前掲字根論文参照。

④⑤ 策勞とは対策之勞ともいい、文章生に関する勞のことである。勞については福井俊彦「勞および勞帳についての覚書」『日本歴史』二八三号 一九七一年) 参照。多くの場合、一定の勤務年数を指すことが多い。

④⑥ 注④参照。

④⑦ 注④参照。

④⑧ 注④参照。

④⑨ 注⑤参照。

## 第二章 「即位」叙位・朔旦叙位と「氏爵」

天皇の代替りの儀式である即位式と大嘗会や十九年に一度、冬至と十一月朔日とが同じ日となることを祝う朔旦冬至の儀には、それに伴い叙位が行われ、その中で、伴・佐伯・和氣・百済王の四氏に対し「氏爵」の授与も行われた。この章では、第一章で得た即位叙位の実例についての理解をもとに、それぞれの叙位の実態を「氏爵」を中心に、「即位」儀に

⑥① 『本朝世紀』寛治元年十一月十八日条。また、『叙位尻付抄』(『大日本史料』第三編之一(補遺)には「寛治元年大嘗会」で叙爵された人物の一人に「從五位下佐伯朝臣元宗、氏、」とみえる。

⑥② 柳原本は「禁野司少」(本)また坊城本は「禁野司小。」とする。あるいは「禁野司小」(少)とすべきか。

⑥③ 上野利三氏は「百済王二人、以藝野「巳為」先」云々の部分について、「恐らく、叙位に預かりうる有資格者が、この時の同氏一族内には二名おり、禁野以外の一名は京都にいたが、先例により、「禁野司小口」たる禁野在住者に優先権があることを述べたもの」であることを指摘されている(上野利三「百済王三松系図」の史料の価値について——律令時代帰化人の基礎的研究——)『慶応義塾創立一二五周年記念論文集』(一九八三年)。

⑥④ 和氣義親は、『叙位尻付抄』によれば、延久四年の白河天皇の即位叙位で「氏爵」に預かっていることが知られる(注⑦参照)。

⑥⑤ 注②前掲橋本論文参照。

⑥⑥ このような「競望」は十一世紀にはいつてから顕著になるように思われる(注④参照)。

⑥⑦ この他、京内在住の百済王氏の存在が指摘されている(注⑥参照)。

伴う叙位（即位叙位と大嘗会叙位）と朔旦叙位の二つに分けて検討することにする。

# 第一節 即位叙位・大嘗会叙位と「氏爵」

まず、即位叙位の「氏爵」の実態から検討する。一条兼良の『代始和抄』<sup>①</sup>の「御即位事」によると、「御即位の叙位の事、恒例の叙位に替る事なし、但、院宮の御給に当年の字をのせず、伴・佐伯・和氣・百済の四姓に爵を給う事、常の叙位にかはれり、」とあり、即位叙位の授与対象者は毎年正月に行われる通常の叙位の例に伴・佐伯・和氣・百済の四氏が加わることが知られる。『西宮記』巻一の五日叙位儀では「御即位・大嘗会・朔旦、此外有<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>叙位<sub>一</sub>事」とある様に、これらの叙位の時に特に叙位をうける対象者を<sub>レ</sub>具体的に明示していないが、『江家次第』巻二の叙位によれば、

御即位

伴・佐伯、開門、和氣・百済、功臣後或氏、

とあり、伴氏以下の四氏が「氏爵」に預かることが定められている。また『朝隆卿記』保安四（一二三三）年二月十六日条<sup>②</sup>によると、崇徳天皇の即位式に伴う叙位で「氏爵」に預かった伴奉光・佐伯義定・和氣貞相・百済為基の氏名に続き「已上四姓、御即位叙位必叙輩也、」とある。このように院政期の即位叙位では、既に伴氏以下の四氏が「氏爵」に預かるのが通例になっている。では、かかる通例は一体いつ頃から定例化されいつ頃まで続くのであろうか。

表2は、六国史より後の史料から即位叙位の実例を示したものである。管見によれば、叙位聞書により叙位全体が判る最も新しい例は、後柏原天皇の即位叙位（大永元（一二二二）年三月十七日）であり、その際、伴惟幸・佐伯安治・和氣博方・百済王遠倫が従五位下に叙された例である。<sup>③</sup> 反対に古い例では、後三条天皇の即位叙位で、『本朝世紀』治暦四年七月十九日条によると、百済王基清・伴定政・佐伯頼職が叙されている例があげられる。<sup>④</sup> 主に叙位聞書から知られる限りでは、「氏爵」は院政期前後から、なんと驚くことに戦国時代まで行われ続けていることが判かる。<sup>⑤</sup>

表2 即位叙位の叙爵者（従五位下）

| 1011<br>寛弘 8<br>10・16<br>(19) | 986<br>寛和 2<br>7・22<br>(21) | 984<br>永観 2<br>10・10<br>(8) | 969<br>安和 2<br>9・23<br>(21) | 967<br>康保 4<br>10・11<br>(9) | 946<br>天慶 9<br>4・28<br>(27) | 930<br>延長 8<br>11・21 | 897<br>寛平 9<br>7・13 | 887<br>仁和 3<br>11・17 | 西 暦<br>年 号<br>月 ・ 日 |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 三 条                           | 一 条                         | 花 山                         | 円 融                         | 冷 泉                         | 村 上                         | 朱 雀                  | 醍 醐                 | 宇 多                  | 天 皇                 |
|                               |                             |                             |                             |                             | 平兼盛                         |                      |                     |                      | 王                   |
| 頭 基                           |                             |                             |                             |                             | 国 光                         |                      |                     |                      | 源                   |
|                               |                             | 有 度                         |                             |                             | △                           | 朝 成                  |                     |                      | 藤 原                 |
|                               |                             |                             |                             |                             | △                           | 好古?                  |                     | 良 殖                  | 橘                   |
|                               |                             | 忠陳?                         |                             |                             | 忠則?                         | 典職?                  |                     |                      | 伴                   |
|                               | △                           | △                           | △                           |                             | 保躬?                         |                      |                     |                      | 佐 伯                 |
| 正 重                           |                             |                             |                             |                             | ○                           |                      |                     |                      | 和 氣                 |
| 慶 忠                           |                             |                             |                             |                             | 興勢?                         |                      |                     |                      | 百濟王                 |
|                               |                             |                             |                             | ○                           |                             |                      | ◎                   |                      | 蔵 人                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 式 部                 |
|                               |                             |                             | ○                           |                             |                             |                      |                     |                      | 民 部                 |
|                               | ○                           | ○                           | ○                           | ○                           |                             | ○                    | ○                   | ○                    | 外 記                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 史                   |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             | ○                    |                     |                      | 諸 司                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 策                   |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 檢非違使                |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 大 蔵                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 左 近                 |
|                               |                             |                             | ○?                          |                             |                             |                      |                     |                      | 右 近                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 外 衛                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | (馬允)                |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 前 坊                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | (前東宮坊少進)            |
|                               | ○                           |                             |                             |                             |                             | ○                    | ○                   | ○                    | 院 宮                 |
|                               | ○                           | ○                           |                             | ○                           |                             |                      |                     |                      | 三 后                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 内親王                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      |                     |                      | 女 御                 |
|                               |                             |                             |                             |                             |                             |                      | ○                   |                      | そ の 他               |
| 権・申・公                         | 公・外<br>通                    | 小・外<br>押・通                  | 公・外<br>三・通                  | 公・外<br>三                    | 即(東・九・三)<br>外・貞・三           | 公・三・外<br>歌           | 公・外                 | 公・外                  | 出 典                 |

「氏爵」の成立（田島）

| 1158<br>保元 3<br>12・17 | 1155<br>久寿 2<br>10・23 | 1141<br>永治 1<br>12・26 | 1123<br>保安 4<br>2・16 | 1107<br>嘉承 2<br>11・29 | 1086<br>応徳 3<br>12・16 | 1072<br>延久 4<br>12・28 | 1068<br>治暦 4<br>7・19 | 1045<br>寛徳 2<br>4・28 | 1036<br>長元 9<br>7・6 | 1016<br>長和 5<br>2・6<br>(7) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|----------------------------|
| 二 条                   | 後白河                   | 近 衛                   | 崇 徳                  | 鳥 羽                   | 堀 河                   | 白 河                   | 後三条                  | 後冷泉                  | 後朱雀                 | 後三条                        |
| 資懐王                   | 重能王                   | —                     | 致光王                  |                       | —                     |                       | 兼則王                  |                      |                     |                            |
| 国 兼                   | —                     | 基 行                   | 景 貞                  |                       | —                     |                       | 顯 仲                  |                      |                     |                            |
| —                     | —                     | —                     | 昌 隆                  |                       | 成 経                   |                       | 家 実                  |                      |                     |                            |
| 成 澄                   | —                     | 助 真                   | 知 行                  |                       | 光 清                   |                       | 惟 清                  |                      | ○                   |                            |
| 職 保                   | 行 親                   | 知 経                   | 奉 光                  |                       | 済 定                   | 済 俊                   | 定 政                  |                      |                     |                            |
| 久 貞                   | 忠 国                   | 季 信                   | 茂 定                  | ○                     | 信 高                   | 行 季                   | 頼 職                  |                      |                     |                            |
| 相 保                   | 尚 重                   | 定 世                   | 貞 相                  |                       | —                     | 義 親                   | —                    |                      | 致 孝                 |                            |
| 惟 弘                   | 行 盛                   | 忠 行                   | 為 基                  |                       | 基 貞                   | 基 行                   | 基 清                  | 基 明                  | 昌 源                 | 慶 運                        |
| ○                     | ○                     | ○                     | ○                    |                       | ○                     |                       | ○                    |                      |                     |                            |
| ○                     | ○                     | ○                     | ○                    |                       | ○                     |                       | ○                    |                      |                     |                            |
| ○                     | ○                     | ○                     | ○                    |                       | ○                     |                       | ○                    |                      |                     |                            |
| ○                     | ○                     | ○                     | ○                    | ○                     | ○                     |                       | ○                    |                      |                     |                            |
| ○                     | ○                     | —                     | ○                    |                       | ○                     |                       | ○                    |                      |                     |                            |
| 4                     | ○                     | ◎                     | 4                    |                       | ◎                     |                       | ○・(○)                |                      |                     |                            |
| —                     | —                     | —                     | —                    |                       | ○                     |                       | ○                    |                      |                     |                            |
| —                     | —                     | ○                     | —                    |                       | —                     |                       | —                    |                      |                     |                            |
| —                     | —                     | —                     | ○                    |                       | —                     |                       | —                    |                      |                     |                            |
| ○                     | —                     | —                     | —                    |                       | ○                     |                       | —                    |                      |                     |                            |
| —                     | —                     | —                     | —                    |                       | ○                     |                       | —                    |                      |                     |                            |
| ◎                     | —                     | ○                     | ○                    |                       | ○                     |                       | —                    |                      |                     |                            |
| —                     | —                     | ○                     | —                    |                       | —                     |                       | ◎                    |                      |                     |                            |
| —                     | —                     | —                     | ○                    | ○                     | ○                     |                       | —                    |                      |                     |                            |
| ○                     | ○                     | —                     | ◎                    | ○                     | ◎                     |                       | ◎                    |                      |                     |                            |
| ◎                     | ◎                     | ◎                     | 4                    | ○                     | 5                     |                       | ◎                    |                      |                     |                            |
| ○                     | —                     | ○                     | ◎                    | ○                     | ◎                     |                       | —                    |                      |                     |                            |
| ◎                     | —                     | —                     | ○                    | ○?                    | —                     |                       | —                    |                      |                     |                            |
| 兵                     | 兵・山                   | 頼                     | 中・朝                  | 中・水・<br>公             | 通・尻・<br>申             | 尻・申                   | 世・師・<br>申・江          | 申                    | 範・申                 | 申                          |

| 1246<br>寛元 4<br>3・8 | 1242<br>仁治 3<br>3・15 | 1232<br>貞永 1<br>12・2<br>(3) | 1221<br>承久 3<br>11・29 | 1198<br>建久 9<br>2・26 | 1184<br>元暦 1<br>7・24 | 1180<br>治承 4<br>4・21 | 1168<br>仁安 3<br>3・15 | 1165<br>永万 1<br>7・25 | 西 暦<br>年 号<br>月 ・ 日 |       |
|---------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|-------|
| 後深草                 | 後嵯峨                  | 四 条                         | 後堀河                   | 土御門                  | 後鳥羽                  | 安 徳                  | 高 倉                  | 六 条                  | 天 皇                 |       |
| 康繼王                 |                      |                             | 兼親王                   | 一                    | 資宗王                  | 忠遠王                  | 経輔王                  | 顯職王                  | 王                   | 氏 爵   |
| 定 氏                 |                      |                             | 一                     | 具 成                  | 宗 信                  | 定 成                  | 一                    | 一                    | 源                   |       |
| 基 世                 |                      |                             | 宗 教                   | 忠 輔                  | 基 貞                  | 一                    | 一                    | 清 通                  | 藤 原                 |       |
| 業 時                 |                      |                             | 一                     | 一                    | 為 成                  | 在 光                  | 盛 賢                  | 守 正                  | 橘                   |       |
| 良 方                 | ○                    |                             | 守 宣                   | 親 重                  | 基 方                  | 季 衡                  | 守 方                  | 親 清                  | 伴                   | 「氏 爵」 |
| 秀 時                 | ○                    |                             | 教 繼                   | 忠 尚                  | 盛 資                  | 宗 直                  | 定 兼                  | 季 兼                  | 佐 伯                 |       |
| 行 成                 | ○                    |                             | 康 成                   | 相 尚                  | 頼 家                  | 相 光                  | 相 貞                  | 相 永                  | 和 氣                 |       |
| 光 房                 | ○                    |                             | 俊 光                   | 岑 基                  | 頼 里                  | 時 里                  | 元 宗                  | 雅 国                  | 百 濟王                |       |
| ○                   |                      |                             | ○                     | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | 蔵 人                 |       |
| ○                   |                      |                             | 一                     | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | 一                    | 式 部                 |       |
| ○                   |                      |                             | ○                     | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | 民 部                 |       |
| ○                   |                      |                             | ○                     | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | 外 記                 |       |
| 一                   |                      |                             | 一                     | 一                    | 一                    | ○                    | ○                    | ○                    | 史                   |       |
| 4・(○)               |                      |                             | 一                     | ○・(○)                | ◎                    | ◎                    | ○                    | 5                    | 諸 司                 |       |
| 一                   |                      |                             | 一                     | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 策                   |       |
| 一                   |                      |                             | 一                     | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | ○                    | 検 非 違使              |       |
| ○                   |                      |                             | 一                     | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 大 蔵                 |       |
| ○                   |                      |                             | 一                     | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 左 近                 |       |
| ○                   |                      |                             | 一                     | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 右 近                 |       |
| 6                   |                      |                             | 一                     | ○                    | ○                    | ○                    | ◎                    | ◎                    | 外 衛<br>(馬 允)        |       |
| 一                   |                      |                             | 一                     | 一                    | 一                    | ○                    | ○                    | 一                    | 前 坊進<br>(前東宮坊少進)    |       |
| 一                   |                      |                             | 一                     | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 院 宮                 |       |
| 一                   |                      |                             | 一                     | ○                    | 一                    | ○                    | ○                    | ○                    | 三 后                 |       |
| ○                   |                      |                             | ◎                     | ○                    | 一                    | 一                    | 一                    | 一                    | 内 親王                |       |
| 一                   |                      |                             | ○                     | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | 一                    | 女 御                 |       |
| ◎                   |                      | ○                           | 一                     | 一                    | 一                    | 一                    | ○                    | 一                    | そ の 他               |       |
| 平                   | 二 条                  | 地 下                         | 家                     | 三長・明                 | 山・後                  | 兵・吉                  | 兵                    | 山                    | 出 典                 |       |

「氏爵」の成立（田島）

| 儀 式 書 |           |             | 1560<br>永禄3<br>1・15 | 1521<br>大永1<br>3・17 | 1429<br>永享1<br>12・13 | 1349<br>貞和5<br>12・21 | 1337<br>建武4<br>12・24 | 1301<br>正安3<br>3・16 | 1288<br>正応1<br>3・8 | 1274<br>文永11<br>3・26 |
|-------|-----------|-------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|----------------------|
| 叙 位   | 五日叙<br>位儀 | 五日叙<br>位儀   | 正親町                 | 後柏原                 | 後花園                  | 崇 光                  | 光 明                  | 後二条                 | 伏 見                | 後宇多                  |
| ○     | ○         | ○           |                     | 富親王                 |                      | 資勝王                  | 清方王                  | 経重王                 | 清雄王                |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | —                   |                      | 定 良                  | 具 世                  | —                   | —                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | 氏 繁                 |                      | 宗 相                  | —                    | 俊 藤                 | 教 宣                |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | 殖 在                 |                      | —                    | 以 豊                  | 宣 兼                 | —                  |                      |
| △     |           |             |                     | 惟 幸                 | 保 方                  | 守 朝                  | 基 方                  | 重 尚                 | 守 国                | 秀 方                  |
| △     |           |             |                     | 安 治                 | 豊 久                  | 盛 教                  | 景 久                  | 清 長                 | 光 邦                | 重 職                  |
| △     |           |             |                     | 博 方                 |                      | 冬 成                  | 仲 基                  | 文 成                 | 師 敦                |                      |
| △     |           |             |                     | 遠 倫                 |                      | 高 延                  | 能 清                  | 吉 清                 | 貞 秀                |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | —                   |                      | ○                    | —                    | ○                   | ○                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | ○                   |                      | —                    | —                    | ○                   | ○                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | ○                   |                      | —                    | ○                    | ○                   | ○                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | —                   |                      | —                    | —                    | —                   | —                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | —                   |                      | —                    | —                    | ○                   | —                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | ◎                   |                      | ◎                    | ◎                    | ◎                   | ◎                  |                      |
| △     |           | △           |                     | —                   |                      | —                    | —                    | —                   | —                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | —                   |                      | —                    | —                    | —                   | —                  |                      |
| △     | ○         | ○           |                     | —                   |                      | —                    | —                    | —                   | —                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | —                   |                      | ○                    | ○                    | ○                   | ○                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | ○                   |                      | ○                    | ○                    | ○                   | ○                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | ○・(○)               |                      | ◎                    | ◎                    | ◎                   | ○                  |                      |
|       |           |             |                     | —                   |                      | —                    | —                    | —                   | —                  |                      |
| ○     | ○         | ○           |                     | —                   |                      | —                    | —                    | —                   | —                  |                      |
| ○     |           | △           |                     | —                   |                      | —                    | —                    | —                   | ○                  |                      |
| ○     |           | △           |                     | —                   |                      | 6                    | ◎                    | ◎                   | 4                  |                      |
| ○     |           | △           |                     | —                   |                      | —                    | ○                    | —                   | —                  |                      |
|       | 内 記       | 内 記<br>大臣家令 | ◎                   | ◎                   |                      | ◎                    | ○                    | ○                   | 5                  |                      |
| 江家次第  | 撰集秘記      | 西宮記         | 言                   | 除                   | 統・永                  | 園                    | 玉 英                  | 業                   | 勘                  | 妙                    |

〔凡例〕○印は、叙爵者がいたことを示す。◎は二人、◎は三人を示し、それ以上はその人数を数字で示した。なお、氏爵・「氏爵」は、その名を記した。また、( )内は外従五位下、△は叙爵の可能性があることを示し、一は、叙爵が行われていないことが確定であることを示す。

〔出典略称〕公、『公卿補任』。外、『外記補任』。三、『三十六人歌仙伝』。歌、『中古歌仙三十六人伝』。即(金・外・九)、『即位部類記』。所引『吏部王記』・『外記日記』・『九条殿記』。貞、『貞信公記抄』。小、『小右記』。権、『権記』。申、『交野禁野司百済王氏人申文』。範、『範国記』。世、『本朝世紀』。帥、『帥記』。尻、『叙位尻付抄』。通、『通俊卿記』。中、『中右記』。水、『水牙記』。朝、『朝隆卿記』。頼、『頼業記』。兵、『兵範記』。山、『山槐記』。吉、『吉記』。後、『後鳥羽院即位記』。三長、『三長記』。明、『明月記』。家、『家光卿記』。地下、『地下家伝』。平、『平戸記』。妙、『妙槐記抄』。勘、『勘仲記』。業、『業資卿記』。國、『國太磨』。統、『統史愚抄』。永、『永享大嘗会記』。除、『除目執筆記』。言、『言繼卿記』。押、『押小路家家伝』。江、『江記』。二条、『二条資季記』。

一方、治暦四年より前では、即位叙位の際の叙位聞書が残っていないという史料制約のため、断片的な史料に頼らざるを得ないが、表2にも示した如く、即位叙位の「氏爵」がある程度知られる。まず、百済王氏は先述の「申文」により、寛弘八(一〇一一)年の三条天皇の即位叙位以降は殆ど「氏爵」に預かっている。また和氣氏は『権記』寛弘八年十月十九日条や『御堂関白記』長和元(一〇二二)年閏十月十四日条、さらに『範国記』長元九(一〇三六)年八月二十二日条により、三条・後朱雀の両天皇の即位叙位でそれぞれ「氏爵」に預かっていることが判る。⑧そして、人名は定め難いが、百済王氏・和氣氏の「氏爵」に関しては、『貞信公記抄』天慶九(九四六)年四月二十七日条に「御前、有<sub>二</sub>叙位識<sub>一</sub>」晩頭、随時朝臣蒙<sub>レ</sub>仰来云、百済・和氣氏爵事云々とあり、また『吏部王記』天慶九年四月二十八日条によれば、この日の即位叙位について「諸官・諸氏爵、皆被<sub>レ</sub>叙、」とあるので、百済王・和氣両氏の「氏爵」は確実に行われた。⑨

次に伴氏・佐伯氏について言くと、『通俊卿記』にみえる「氏爵」に預かった佐伯信高の祖父は安和・寛和の間に叙爵されたことが知られるので、円融・花山・一条のいずれかの天皇の即位叙位で「氏爵」に預かったと考えられ、一方、伴氏は、『小右記』永観二(九八四)年十月九日条より花山天皇の即位叙位で「氏爵」に預かった可能性が指摘できよう。⑩また先に引用した『吏部王記』から考えて、天慶九年四月の即位叙位では和氣・百済王両氏のみならず、伴・佐伯両氏も「氏爵」に預かったらしい。⑪

この様に天慶九年の村上天皇の即位叙位では、既に伴氏以下の四氏への「氏爵」が行われていたと想定される。そして、以上の様な「氏爵」の傾向や典型例からみると、例えば「氏爵」という尻付や叙位聞書が残っていないくとも、伴・佐伯・和氣・百濟王の四氏が揃って従五位下に叙されていれば、「氏爵」の授与とみなしてもよい場合も想定され、その始まりはさらに遡れるように思える。また、かかる問題は先に示した院政期の叙位聞書や儀式書にその典型例がみえる即位叙位で従五位下に叙される者の固定化がいつ頃から形成されてゆくのかという問題とも関連しよう。

先述の如く即位叙位全体が判る古い例は治暦四年や第一章で詳述した応徳三年の例であり、これらは『西宮記』や『江家次第』の通常の正月叙位に示された例とほぼ同じ様に、伴氏以下の「氏爵」の他、基本的には、王・源・藤原・橘の四氏への氏爵、藏人・式部・民部・外記・史などの巡<sup>(補注1)</sup>爵、諸司の「勞」、そして、武官（左右近衛將監・外衛・馬寮）への叙爵、更に諸院・諸宮の「給（御給）」などにより構成される。これらのうち、例えば外記の場合、『外記補任』によって即位叙位での叙例が判ることが多い。それは表2にも示したが、六国史より後の史料では仁和三（八八七）年十一月の宇多天皇の即位叙位から続けて叙されていることが知られる。また橘氏の氏爵は『公卿補任』延喜十九（九一九）年条によって同じく仁和三年十一月の即位叙位で橘良胤が叙爵をうけていることが判る。宇根俊範氏は通常の叙位で、王・源・藤原・橘各氏の氏爵の成立は九世紀末頃であると指摘されている<sup>⑩</sup>。従って即位叙位の叙爵者の定例化の時期、ひいては「氏爵」の成立時期を解明するためには、さらに遡り、九世紀の即位叙位記事を検討する必要がある<sup>⑪</sup>。

表3は、九世紀の即位叙位で従五位下に叙された人物を氏名<sup>うぢな</sup>や官職を考慮に入れ、表2と同じ方式で院政期を典型とする即位叙位の叙爵者と対応関係が判るように纏めたものである。それによると、『日本三代実録』（以下、『三実』と略す）より前の史料では、編纂基準の違いから、叙位当時の位階のみで官職が不明の人物が多いが、氏名は判るので、明らかに『三実』にみえる即位叙位とは異なり、伴氏以下四氏の「氏爵」の成立は窺えない<sup>⑫</sup>。よって、以下、『三実』の即位叙位の記事を中心に検討を加える。

表 2

| 884<br>元慶 8<br>2・23                   | 877<br>元慶 1<br>1・3             | 858<br>天安 2<br>11・7 | 850<br>嘉祥 3<br>4・17 | 833<br>天長10<br>3・6 | 823<br>弘仁14<br>4・27 | 西暦<br>年・月・日 | 暦<br>号<br>日 |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|-------------|-------------|
| 光孝                                    | 陽成                             | 清和                  | 文徳                  | 仁明                 | 淳和                  | 天皇          |             |
| 令扶王<br>有 <sub>〔散位〕</sub> 名王           | 高尚王                            | 広山王                 | —                   | —                  | 楠野王                 | 王           | (氏<br>爵)    |
| 希 <sub>〔散位〕</sub> 当 <sub>〔散位〕</sub> 元 | 保唱                             | 有 <sub>〔散位〕</sub>   | —                   | —                  | —                   | 源           |             |
| 時 <sub>〔散位〕</sub> 佐                   | 南 <sub>〔散位〕</sub> 雄            | 《安房》<br>《永谷》        | 諸藤                  | 勢多雄<br>高仁・宗能       | 越雄・安永<br>輔嗣・春雄      | 藤原          |             |
| 秋 <sub>〔散位〕</sub> 宗                   | 長 <sub>〔大舍人〕</sub> 茂<br>〔大元〕   | —                   | 休蔭                  | 常道                 | —                   | 橘           | (氏<br>爵)    |
| 忠行<br>〔大藏大丞〕                          | 春 <sub>〔散位〕</sub> 雄            | 益友<br>〔淡路守〕         | —                   | —                  | (大伴)真臣              | 伴           |             |
| 春滝<br>〔散位〕                            | 春 <sub>〔散位〕</sub> 継            | 真利<br>〔中務大丞〕        | —                   | —                  | —                   | 佐伯          |             |
| 時 <sub>〔散位〕</sub> 人                   | (時 <sub>〔左衛門〕</sub> 人<br>〔大尉〕) | —                   | —                   | —                  | —                   | 和氣          | (氏<br>爵)    |
| —                                     | —                              | —                   | —                   | —                  | —                   | 百濟王         |             |
| 藤原末並                                  |                                | 藤原山陰                |                     |                    |                     | 蔵人          |             |
| ○                                     | ○                              | ○                   |                     |                    |                     | 式部丞         |             |
| ○                                     | ○                              | —                   |                     |                    |                     | 民部丞         |             |
| (○)                                   | (○)                            | —                   |                     |                    |                     | 外記          |             |
| (○)                                   | (○)                            | (○)                 |                     |                    |                     | 左大史         |             |
| ○                                     | —                              | ○                   |                     |                    |                     | 大蔵丞         |             |
| —                                     | ○                              | ○                   |                     |                    |                     | 内蔵助         |             |
| ○                                     | ○                              | ○                   |                     |                    |                     | 主殿助         |             |
| ○                                     | ○                              | (○)                 |                     |                    |                     | 直講・助教       |             |
| —                                     | ◎・(○)                          | ○                   | (○)                 |                    |                     | 博士・陰陽       |             |
| ◎・(○)                                 | 4・(○)                          | ○・(○)               | ○                   |                    |                     | 諸司          |             |
| ○・(○)                                 | ○                              | 《○》                 |                     |                    |                     | 左近          | 近衛將監        |
| ○                                     | (○)                            | —                   |                     | ○                  |                     | 右近          |             |
| —                                     | ◎                              | ◎                   |                     | ○                  |                     | 外衛          | (馬寮)        |
| ○・(○)                                 | ○・(○)                          | ○                   | ○                   |                    |                     | その他         |             |
| —                                     | —                              | —                   | 5・(2)               | 3・(1)              | 4・(1)               | 不明          |             |
| 20・(5)                                | 23・(7)                         | 14・(3)              | 9・(3)               | 9・(1)              | 10・(1)              | 叙爵者の<br>合計  |             |
| 三実                                    | 三実・類史                          | 三実                  | 文徳                  | 統後紀                | 類史                  | 出典          |             |

〔凡例〕〔内は叙爵時に帯びていた官職を示す（但し、藏人以下は省略）。（）で囲った氏名は外従五位下に叙されたことを示す。〕は他に叙爵理由が考えられるものを示す。一は確實に存在しないことを示す。また、元慶元年の場合、飯田瑞盛「尊経閣文庫蔵『類聚国史』抄出紙片について——『三代実録』逸文の紹介——」（高橋隆三先生寿喜記念論集「古記録の研究」一九七〇年）によって補った（表5も同じ）。なお『日本三代実録』以前では官職が記されず、不明なものが多いが、他の史料により叙爵当時の官職をできるだけ補った。他は表2に同じ。

〔出典略称〕類史、『類聚国史』。続後紀、『続日本後紀』。文徳、『日本文徳天皇実録』。三実、『日本三代実録』。

まず伴氏以下の「氏爵」では百済王氏を除く伴・佐伯・和氣の三氏は叙爵に預かった例がかなりあり、王氏以下四氏の氏爵はもとより、諸省・諸司の巡爵<sup>⑮</sup>、武官の叙例も対応する例が多いことに気付く<sup>⑯</sup>。従って、いまだ完全に定着していない場合も一部にみうけられるが、即位叙位で叙爵をうける対象者は、清和天皇の即位叙位以降、次第次第に院政期にみられる様な定例のもとが形成されてゆき、遅くとも十世紀初め頃には定着したと考えるのが妥当であろう。そして、即位叙位における「氏爵」の成立も同様な過程を辿り、最終的な定例化は十世紀初め頃であると思われるが、特に伴・佐伯両氏の「氏爵」についていえば、清和天皇の即位叙位の頃から恒例となったといえよう。

それでは、次に、大嘗会叙位についても同様な検討を加えることにする。

大嘗会叙位の際にも「氏爵」が叙されるのは先述したが、表2同様、六国史より後の大嘗会叙位の事態を纏めたのが表4である。叙位聞書によって大嘗会叙位の全体が判る初見は、管見では治暦四年で、その他は全て院政期やそれ以降の例である。それらによると、蔵人や式部など諸省・諸司の巡爵及び諸院・諸宮の「給（御絶）」は即位叙位の例と同じであり、大嘗会叙位の場合はこれに悠紀・主基両国の国司が加わる。また、王氏以下四氏の氏爵もある。そして、伴氏以下四氏の「氏爵」についていうと、伴氏と佐伯氏しかみえず、それも管見では、仁安三（一二六八）年の大嘗会叙位を最後に伴氏以下の「氏爵」は即位叙位と異なり、全くみえなくなる<sup>⑰</sup>。

一方、十一世紀後半以前の大嘗会叙位をみると、百済王氏の「氏爵」は「申文」の「近例」にみえるように寛和二（九八六）年と長和元（一〇一一）年に行われており、また、外記の巡爵は宇多天皇の大嘗会叙位まで遡ることが知られ<sup>⑱</sup>、諸院・諸宮の「給（御絶）」も寛平九年の大嘗会叙位まで遡ることから、即位叙位と同様に『三実』やそれ以前の例を検討する必要がでてくる。その実例を示したものが表5であるが、叙例を検討すると、王氏以下四氏の叙爵は仁寿元（八五二）年の文徳天皇の大嘗会叙位からほぼ定例化されているといっていであらう。また、式部以下の諸省・諸司の巡爵は貞観元年の清和天皇の大嘗会叙位からかなり定例化されているといえよう。しかし伴氏以下四氏の「氏爵」はいまだ定例化されたと

表4 大嘗会叙位の叙爵者(従五位下)

| 1068<br>治暦4<br>11・21 | 1012<br>長和1<br>11・21<br>(20) | 986<br>寛和2<br>11・10<br>(17) | 985<br>寛和1<br>11・21<br>(19) | 970<br>天禄1<br>11・20 | 946<br>天慶9<br>11・19 | 932<br>承平2<br>11・16 | 897<br>寛平9<br>11・23 | 888<br>仁和4<br>11・25 | 西 暦<br>年 号<br>月 日 |
|----------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 後三条                  | 三 条                          | 一 条                         | 花 山                         | 円 融                 | 村 上                 | 朱 雀                 | 醍 醐                 | 宇 多                 | 天 皇               |
| 秀員王                  |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 王                 |
| 経 兼                  |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 源                 |
| 基 信                  |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 藤 原               |
| 貞 国                  |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 橘                 |
| 一                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 伴                 |
| 政 輔                  |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 佐 伯               |
| 一                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 和 気               |
| 一                    | 良 運                          | 興 元                         |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 百濟王               |
| ○                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 蔵 人               |
| ○                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 式 部 丞             |
| ○                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 民 部 丞             |
| ○                    |                              | ○                           |                             | ○                   | ○                   | (○)                 | ○                   | ◎                   | 外 記               |
| ○                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 史                 |
| ◎                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 諸 司               |
| ○                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 検非違使              |
| ○                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     | ○                   | 大 蔵 丞             |
| 一                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 左 近               |
| 一                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 右 近               |
| 一                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 外 衛<br>(馬允)       |
| 一                    |                              |                             | ○                           | ○                   |                     |                     |                     |                     | 院 宮               |
| ◎                    | ○                            |                             | ○                           |                     |                     |                     | ○                   |                     | 三 后               |
| ◎                    |                              | ○                           |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 内親王               |
| 一                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 女 御               |
| 8・(5)                |                              |                             | ○                           | ○                   |                     | ○                   |                     |                     | 悠 紀 国             |
| 8・(5)                |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | 主 基 司             |
| (○)                  |                              |                             |                             | ○?                  |                     |                     |                     |                     | 陰陽・宮主<br>・明法      |
| 一                    |                              |                             |                             |                     |                     |                     |                     |                     | そ の 他             |
| 世                    | 公・申                          | 公・外・申                       | 公                           | 公・外・三               | 外                   | 公・外                 | 公・外                 | 公・外・古               | 出 典               |

「氏爵」の成立（田島）

〔凡例〕表2に同じ。  
 〔出典略称〕表2に同じ他、中外、『叙位記』所引『中外記』。為、『右中弁為親記』。古、『古今和歌集自録』。

| 1301<br>正安3<br>11・18 | 1242<br>仁治3<br>11・12 | 1212<br>建暦2<br>11・11 | 1168<br>仁安3<br>11・20 | 1166<br>仁安1<br>11・14 | 1155<br>久寿2<br>11・22 | 1142<br>康治1<br>11・14 | 1108<br>天仁1<br>11・20 | 1087<br>寛治1<br>11・18 |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 後二条                  | 後嵯峨                  | 順 徳                  | 高 倉                  | 六 条                  | 後白河                  | 近 衛                  | 鳥 羽                  | 堀 河                  |
| 資兼王                  | 兼行王                  | —                    | 忠房王                  | 兼季王                  | 行資王                  | 夷広王                  |                      | 行季王                  |
| 顯 文                  | 定 成                  | —                    | —                    | 清 信                  | 国 長                  | 光 俊                  |                      | 国 貞                  |
| 季 房                  | 雅 俊                  | —                    | 尹 成                  | —                    | —                    | —                    |                      | 宗 輔                  |
| 氏 経                  | 以 氏                  | —                    | 盛 方                  | 元 隆                  | —                    | 親 盛                  |                      | 師 俊                  |
| —                    | —                    | —                    | 則 宗                  | —                    | —                    | —                    |                      | —                    |
| —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    |                      | 元 宗                  |
| —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    |                      | —                    |
| —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    |                      | —                    |
| ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    |                      | ○                    |
| ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    |                      | ○                    |
| ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    |                      | ○                    |
| —                    | —                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    | ○                    |
| —                    | —                    | —                    | ○                    | —                    | ○                    | ○                    |                      | ○                    |
| ◎                    | 8                    | ◎・(○)                | ◎                    | 7                    | ◎                    | ◎                    |                      | ◎                    |
| —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | ○                    |                      | —                    |
| —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    |                      | —                    |
| ○                    | ○                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    |                      | —                    |
| ○                    | ○                    | —                    | —                    | —                    | —                    | ○                    |                      | —                    |
| ◎                    | 10                   | ○                    | —                    | ◎                    | —                    | —                    | ○?                   | ◎                    |
| ○                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    | —                    |                      | ○                    |
| ○                    | —                    | —                    | —                    | ◎                    | ◎                    | ○                    |                      | ◎                    |
| ◎                    | ○                    | ○                    | ○                    | —                    | —                    | ○                    |                      | ◎                    |
| —                    | —                    | ○                    | —                    | ○                    | —                    | —                    |                      | —                    |
| 9・(1)                | 8・(2)                | 10                   | 8・(1)                | 6                    | 10                   | 10                   | ○?                   | 11・(1)               |
| 9・(1)                | 7・(3)                | 10                   | 9・(1)                | 10?                  | 12                   | 11                   |                      | 9                    |
| —                    | —                    | —                    | —                    | ○                    | —                    | —                    |                      | ○                    |
| —                    | —                    | —                    | ○                    | —                    | —                    | ○                    |                      | ◎                    |
| 正                    | 平                    | 明                    | 兵                    | 兵                    | 兵・山・為                | 世・中外                 | 中                    | 世・尻                  |

表5 平安時代前期における大嘗会叙位の叙爵者(従五位下)

| 859<br>貞観1<br>11・19 | 851<br>仁寿1<br>11・26 | 833<br>天長10<br>11・18 | 823<br>弘仁14<br>11・20 | 810<br>弘仁1<br>11・22 | 808<br>大同3<br>11・17 | 西暦<br>年月・日 | 暦<br>号<br>日 |
|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|------------|-------------|
| 清和                  | 文徳                  | 仁明                   | 淳和                   | 嵯峨                  | 平城                  | 天皇         |             |
| 久瀨継王                | 栗田王                 | 氏雄王<br>豊前王           | 永野王<br>占野王           | 貞代王<br>御井王          | 新城王                 | 王          | (氏)         |
| 撰・治                 | 至                   | —                    | —                    | —                   | —                   | 源          | (爵)         |
| 岑人〔散位〕              | 良世・藤河<br>真冬         | 高扶                   | 野繼・永雄<br>伊勢雄         | 賀祐麻呂・文山<br>葛成・浜主    | 弟葛                  | 藤原         |             |
| 忠宗〔散位〕              | 宅主                  | 宅繼                   | —                    | 永繼                  | —                   | 橘          |             |
| —                   | 春世                  | —                    | 浄臣                   | —                   | —                   | 伴          | (氏)         |
| —                   | —                   | —                    | —                    | 弟成                  | —                   | 佐伯         | (爵)         |
| —                   | 巨鹿・貞臣               | —                    | —                    | —                   | —                   | 和氣         |             |
| 俊陰〔丹波<br>権掾〕        | —                   | —                    | —                    | —                   | —                   | 百濟王        |             |
| 藤原国経                |                     |                      |                      |                     |                     | 蔵人         |             |
| ○                   |                     |                      |                      |                     |                     | 式部丞        |             |
| —                   |                     |                      |                      |                     |                     | 民部丞        |             |
| (○)                 | (○)                 |                      |                      |                     |                     | 外記         |             |
| (○)                 |                     |                      |                      |                     |                     | 史          |             |
| ○                   |                     |                      |                      |                     |                     | 内記         |             |
| ○                   |                     |                      |                      |                     |                     | 内蔵         |             |
| ○                   |                     |                      |                      |                     |                     | 主殿允        |             |
| —                   |                     |                      |                      |                     |                     | 助教         |             |
| ◎                   |                     |                      |                      |                     |                     | 博士・陰陽      |             |
| —                   |                     |                      |                      |                     |                     | 皇太子<br>后進  |             |
| ◎・(◎)               |                     |                      |                      |                     |                     | 諸司         |             |
| (○)                 | ○                   |                      |                      |                     |                     | 左近<br>近衛將監 |             |
| ○・(○)               |                     |                      |                      |                     |                     | 右近         |             |
| 4                   |                     |                      |                      |                     |                     | 外衛         |             |
| ○・(○)〔三河〕           |                     |                      |                      |                     |                     | 悠紀<br>国司   |             |
| (○)〔美作〕             |                     |                      |                      |                     |                     | 主基         |             |
| 4                   |                     |                      |                      |                     |                     | その他        |             |
| —                   | 12・(4)              | 8・(2)                | 5・(2)                | 10・(4)              | 6・(2)               | 不明         |             |
| 25・(8)              | 22・(5)              | 11・(2)               | 11・(2)               | 18・(4)              | 8・(2)               | 叙爵者<br>の合計 |             |
| 三実                  | 文徳                  | 統後紀                  | 類史                   | 後紀                  | 後紀                  | 出典         |             |

は言えず、大嘗会叙位の「氏爵」の成立は十世紀以降のことと思われる。それは、即位叙位と大嘗会叙位の日は比較的近く、九世紀後半の頃は即位叙位でこれらの氏が「氏爵」に預かってまもないことと関係があらう。大嘗会叙位での「氏爵」は、百済王氏の「申文」などからみて遅くとも十世紀後半、他の叙位の傾向から考えて、恐らく、十世紀も初め頃にその始まりが遡るのではないかと想定される。

以上、広義の「即位」叙位（即位叙位・大嘗会叙位）の実態を検討し、「氏爵」の成立時期を中心に解明を試みた。その結果、院政期頃の叙位聞書に典型例がみえる叙位の原型は、清和天皇の頃から始まり、「氏爵」についていえば、九世紀後半から十世紀初め頃にかけて次第次第に定例となっていたと思われる。

## 第二節 朔旦叙位と「氏爵」

百済王氏の「申文」にみえる様に、朔旦冬至に伴う叙位（朔旦叙位）でも「氏爵」に預かることが定例とされていた。本節では朔旦叙位における「氏爵」の実態を考察するが、その前に、朔旦冬至とは如何なる行事で、いつ頃から始まるのか等を、桃裕行氏の研究をもとに簡単に説明する。

| 884<br>元慶 8<br>11・25 | 877<br>元慶 1<br>11・21 |
|----------------------|----------------------|
| 光 孝                  | 陽 成                  |
| 実雄王<br>忠臣王           | —                    |
| 令行・来                 | 近喜・糺                 |
| 惟泉〔散位〕               | 春生〔散位助〕              |
| 時生〔少判事〕              | 香富〔右京少進〕             |
| —                    | —                    |
| —                    | —                    |
| —                    | —                    |
| —                    | —                    |
| ◎                    | ◎                    |
| —                    | ○                    |
| ○                    | (○)                  |
| (○)                  | (◎)                  |
| ○                    | ○                    |
| —                    | ○                    |
| ○                    | —                    |
| —                    | (○)                  |
| ○                    | ○                    |
| ◎                    | 5・(◎)                |
| ○                    | ○                    |
| ○                    | ○                    |
| ◎                    | ○・(○)                |
| ◎〔伊勢〕                | 4〔美濃〕                |
| ◎〔備前〕                | ◎〔備中〕                |
| ○                    | 4                    |
| —                    | —                    |
| 24・(1)               | 29・(8)               |
| 三実・類史                | 三実・類史                |

〔凡例〕〔出典略称〕表3参照。その他、後記、『日本後紀』。なお、外記については中野高行「尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂」『史学』五五一四・五六一三（一九八六年）参照。

表 6 朔旦叙位の叙爵者（従五位下）

| 1126<br>大治 1<br>11・20 | 1088<br>寛治 2<br>11・17<br>(26) | 1069<br>延久 1<br>11・22 | 1050<br>永承 5<br>11・13 | 1031<br>長元 4<br>11・15 | 993<br>正暦 4<br>11・12<br>(15) | 974<br>天延 2<br>11・18 | 955<br>天曆 9<br>11・22 | 898<br>昌泰 1<br>11・21 | 西 暦<br>年 号<br>月 日 |
|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 崇 徳                   | 堀 河                           | 後三条                   | 後冷泉                   | 後一条                   | 一 条                          | 円 融                  | 村 上                  | 醍 醐                  | 天 皇               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 王                 |
|                       | 師 時                           |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 源                 |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 藤 原               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 橘                 |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 伴                 |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 佐 伯               |
| 成 世                   | 秀 成                           |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 和 気               |
|                       | 惟 基                           | 興 房                   | 興 任                   | 宗 照                   |                              |                      | 藤 運                  |                      | 百済王               |
|                       | ○                             |                       |                       |                       |                              |                      |                      | ○                    | 蔵 人               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 式 部               |
|                       |                               |                       |                       |                       | ○                            |                      | (○)                  | ○                    | 民 部               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 外 記               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 史                 |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 諸 司               |
|                       | ○                             |                       | ○                     |                       |                              |                      |                      |                      | 直講・暦道<br>(博士)     |
|                       | ○                             |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 書 博 士<br>明法博士     |
|                       | ○                             |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 大 蔵               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 左 近               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 右 近               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 外 衛<br>(馬允)       |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 院 宮               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      | ○                    | ○                    | 三 后               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              | ○                    |                      |                      | 内親王               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              |                      |                      |                      | 女 御               |
|                       |                               |                       |                       |                       |                              | ○                    |                      |                      | その他・不明            |
| 朔(外)                  | 尻・公・二                         | 申                     | 申・押                   | 申                     | 外                            | 公                    | 外・申<br>・三            | 公・外                  | 出 典               |

朔旦冬至は冬至と十一月朔日とが同じ日となることを祝う行事である。太陰曆（太陰太陽曆）では、太陰（月）の月相のひと巡りである朔望月と太陽の一周天である回帰年とを組合せ、十二朔望月が一回帰年より十日ほど短いのを閏月を時々置くことで調節した。そして、十九回帰年の長さ十九年の間に七箇の閏月を置いた二百三十五朔望月の長さがほぼ等しいことから、十九年間に七回閏月を置くと、朔望月と回帰年との関係がひとまわりした。従って、年と月の共通の起点である朔旦冬至も十九年ごとに廻ってきた。十九回帰年（二三三箇月）の長さは「章」と呼ばれ「一章一九年七閏」といわれた。朔旦冬至は十九年に一度、冬至と十一月一日が一致するため大変めでたいとされ、十一月一日に公卿が賀表を上り、これをうけて天皇は紫宸殿に出御し旬儀を行う。その後、十一月中辰の日、毎年の年中行事である豊明節会の日に、詔して

〔凡例〕表2に同じ。  
〔出典略称〕表2の他、二、『後二条節通記』。朔（外）、『朔旦冬至部類』所引『外記記』。清、『清原重盛記』。康、『康富記』。

| 1449<br>宝徳1<br>12・12 | 1411<br>応永18<br>12・18? | 1392<br>明徳3<br>12・5? | 1240<br>仁治1<br>11・12 | 1221<br>承久3<br>11・16 | 1145<br>久安1<br>11・18 |
|----------------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 後花園                  | 後小松                    | 後小松                  | 四条                   | 後堀河                  | 近衛                   |
| 益久王                  |                        |                      | 光弘王                  | 資親王                  | 輔実王                  |
| 経春                   |                        |                      | 具氏                   | 定俊                   | 一                    |
| ○                    |                        |                      | 俊実                   | 兼俊                   | 基重                   |
| ○                    |                        |                      | 済氏                   | 一                    | 貞経                   |
|                      |                        |                      | 一                    | 一                    | 一                    |
|                      |                        |                      | 一                    | 一                    | 一                    |
| ○                    | ○?                     | ○?                   | 茂成                   | 邦成                   | 相村                   |
| ○                    | ○?                     | ○?                   | 一                    | 一                    | 基兼                   |
|                      |                        |                      | ○                    | ○                    | ○                    |
| ○                    |                        |                      | ○?                   | 一                    | ○                    |
|                      |                        |                      | ○?                   | ○                    | ○                    |
|                      |                        |                      | ○                    | ○                    | ○                    |
|                      |                        |                      | ○                    | ○                    | ○                    |
|                      |                        |                      |                      | 一                    | ◎                    |
| ○                    |                        |                      |                      | 一                    | 一                    |
|                      |                        |                      |                      | ○                    | 一                    |
|                      |                        |                      |                      | 一                    | 一                    |
|                      |                        |                      | ○                    | 一                    | 一                    |
|                      |                        |                      | ○                    | 一                    | 一                    |
|                      |                        |                      |                      | 一                    | ◎                    |
|                      | ○                      | ○                    |                      | 一                    | 一                    |
|                      |                        |                      |                      | 一                    | 一                    |
|                      |                        |                      |                      | ◎                    | ○                    |
|                      |                        |                      |                      | ○                    | 一                    |
|                      |                        |                      | 22                   | 一                    | 一                    |
| 康                    | 康                      | 康                    | 平                    | 家                    | 清                    |

叙位(朔旦叙位)<sup>②</sup>と赦を行い、節会の半ば、同趣旨の宣命が行われた。

このように、朔旦冬至は暦の一つの「章」が新しく始まることを祝う儀式、いわば暦の「代替り」「代始め」の儀式ともみなせよう。日本では古代・中世の間、天皇が暦つまり時間を支配しており、新しい「章」を迎える暦の「代替り」(朔旦冬至)は天皇の支配する時間の「代替り」であり、天皇自身の「代替り」にも通ずる意味があったと思われる。

朔旦冬至の起源は中国にあるが、日本で行われるようになったのは、桓武天皇の延暦三(七八四)年からであり、以後、ほぼ十九年ごとに朔旦冬至が祝われ、それに伴い叙位も行われた。桓武天皇が朔旦冬至を採用したのは、百済王氏の本拠地の交野で昊天上帝を祀る儀式(郊祀の礼)を行ったように中国的な行事・思想の導入に積極的だったこととかわると思われる。<sup>③</sup>

それでは、第一節と同様に朔旦叙位についてその実態を検討することにする。表6は表2と同じ様に六国史より後の朔旦叙位の実例を纏めたものである。叙位開書などにより朔旦叙位全体が判る史料は少く、管見では『清原重憲記』久安元(一一四五)年十一月十八日条にみえるのが古い例である。その際、従五位下に叙された人々は、表6に示した如くであり、これは『西宮記』巻一の五日叙位儀や『江家次第』巻二の叙位等にもみえる通常の叙位で叙された諸省・諸司の巡爵、諸院・諸宮の「給(御絶)」や王氏以下四氏の氏爵に、和氣氏・百済王氏の「氏爵」を加えたものであることが知られる。その後、鎌倉時代では承久三(一二二二)年や仁治元(一二四〇)年の朔旦叙位の例が知られるが、これらの場合、百済王氏への「氏爵」がないことを除くと、同様のことが指摘できる。

また、室町時代では、『康富記』宝徳元(一一四四九)年十二月十一日条によれば、朔旦叙位の「氏爵」の申文に関連して、「和氣氏爵申文、付<sub>二</sub>氏上首明茂朝臣出<sub>レ</sub>之、百済氏申文、局務被<sub>レ</sub>作<sub>上</sub>之、明徳・応永如<sub>レ</sub>此云々、御鷹飼出之由申<sub>上</sub>伝之、当時、不<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>」<sup>④</sup>とあり、かなり形骸化していたといえ、明徳三(一一三九二)年・応永十八(一一四二二)年と今回(宝徳元年)の朔旦叙位では和氣氏・百済王氏への「氏爵」が行われていた可能性が想定される。

では、久安元年より前はどうかであったのであろうか。「氏爵」の授与に限っていうと、『江家次第』巻二の叙位によれば、  
 朔旦

和気氏、氏、曆道 曆博士

とあり、和気氏のみが「氏爵」に預かることが示されている。また『叙位尻付抄』によれば和気・百済王両氏への「氏爵」は寛治二（一〇八八）年まで遡り、百済王氏の「申文」にみえるように百済王氏の「氏爵」は天曆九（九五五）年まで遡る。但

表7 平安時代前期における朔旦叙位の叙爵者（従五位下）

| 879<br>元慶3<br>11・25 | 860<br>貞観2<br>11・16 | 841<br>承和8<br>11・20 | 822<br>弘仁13<br>11・26 | 西暦<br>年月・日 | 曆号    |
|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|------------|-------|
| 陽 成                 | 清 和                 | 仁 明                 | 嵯 峨                  | 天 皇        | (氏 爵) |
| 時影王<br>常人王〔散位〕      | 興 我 王               | 善永王<br>葛城王          | 永上王                  | 王          |       |
| 蔭〔散位〕               | 好 加                 | —                   | —                    | 源          |       |
| 長常〔前越前大掾〕<br>直房〔散位〕 | 真宗〔散位〕<br>雄良〔散位〕    | 高 直                 | 衛 主                  | 藤原         | (氏 爵) |
| 貞樹〔兵部大丞〕            | 茂蔭〔内舎人〕             | 仲村曆                 | 氏 人                  | 橘          |       |
| —                   | —                   | —                   | —                    | 伴          |       |
| 《是繼〔参河権介〕》          | —                   | —                   | 卷 繼                  | 佐伯         | (氏 爵) |
| —                   | 彝範〔大工〕<br>大允        | —                   | —                    | 和氣         |       |
| 教隆〔右馬大允〕            | 貞恵〔散位〕              | —                   | —                    | 百済王        |       |
|                     |                     | ◎?                  |                      | 蔵 人        |       |
| ○                   | ◎                   |                     |                      | 式部丞        |       |
| ○                   | ○                   |                     |                      | 民部丞        |       |
| (○)                 | (○)                 |                     |                      | 大外記        |       |
| (◎)                 | (○)                 |                     |                      | 左大史        |       |
| ○                   | —                   |                     |                      | 大蔵丞        |       |
| (○)                 | —                   |                     |                      | 内蔵允        |       |
| ◎・(○)               | (○)                 |                     |                      | 大 工        |       |
| ○                   | ○                   |                     |                      | 大内記        |       |
| —                   | ○・(○)               |                     |                      | 直講・助教      |       |
| ○・(○)               | ○                   |                     |                      | 陰陽・博士      |       |
| —                   | (○)                 |                     |                      | 皇太后宮       |       |
| 4・(◎)               | ◎・(○)               |                     |                      | 諸 司        |       |
| ○                   | (○)                 |                     |                      | 左近         | 近衛將監  |
| (○)                 | (○)                 |                     |                      | 右近         |       |
| ◎・(○)               | ◎                   |                     |                      | 外 衛        |       |
| ◎・(○)               | 6                   |                     |                      | そ の 他      |       |
| —                   | ○                   | 5・(6)               | 14・(4)               | 不 明        |       |
| 25・(11)             | 26・(8)              | 11・(6)              | 19・(4)               | 叙爵者の計<br>合 |       |
| 三実・類史               | 三 実                 | 統後紀                 | 類 史                  | 出 典        |       |

〔凡例〕・〔出典略称〕表3に同じ。承和八年の場合、藤原氏は他に関主・岳雄がいるが、この時、蔵人か（『尊卑分脉』）。

表8 朔旦叙位詔の文言

| 1050                                      | 1031                                     | 1012                   | 993                     | 974                     | 955                     | 917                     | 898                                       | 879                                       | 860                                       | 841                                       | 822                              | 803                           | 784        | 西暦                       |
|-------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|------------|--------------------------|
| 永承5・11・16                                 | 長元4・11・19                                | 長和1・11・25              | 正暦4・11・15               | 天延2・11・18               | 天曆9・11・22               | 延喜17・11・17              | 昌泰1・11・21                                 | 元慶3・11・25                                 | 貞観2・11・16                                 | 承和8・11・20                                 | 弘仁13・11・26                       | 延暦22・11・15                    | 延暦3・11・11  | 年号月日                     |
| 其功臣未葉、及才効著聞者、特加榮賞、以穆朝章、<br>(氏々乃中尔治賜人毛一二在) | 其功臣未葉、及才効著聞者、特加榮賞、以穆朝章、<br>(氏乃中尔治賜人毛一二在) | 其門蔭久絶、才効著聞者、特加榮賞、以穆朝章、 | 其功臣未葉、及才効著聞者、特加榮賞、以穆朝章、 | 其功臣未葉、及才効著聞者、特加榮賞、以穆朝章、 | 其功臣未葉、及才効著聞者、特加榮賞、以穆朝章、 | 其功臣未葉、及才効著聞者、特加榮賞、以穆朝章、 | 其門蔭久絶、才効尤著者、特加榮賞、以穆朝章、<br>(氏々乃中尔治賜布人毛一二在) | 其門蔭久絶、才効尤著者、特加榮賞、以穆朝章、<br>(氏々乃中尔治賜布人毛一二在) | 其門蔭久絶、及功才卓彰者、特加榮賞、式賜寵章、<br>(氏乃中尔治賜布人毛一二在) | 其門蔭久絶、及功才卓彰者、特加榮賞、式賜寵章、<br>(氏々乃中尔治賜人毛一二在) | 其門蔭久絶、及才効卓著者、特加榮賞、用申光寵、<br>(イナシ) | 能尽忠力、先有勳効者、特加榮賞、用申哀寵、<br>(勳イ) | 王公已下、宜加賞賜、 | 叙爵対象者に関する詔の文言(括弧内は宣命の文言) |
| 朔旦表                                       | 朔旦表                                      | 朔旦表                    | 要略・朔旦表                  | 要略・朔旦表                  | 要略                      | 要略・朔旦詔<br>新儀式           | 要略・群載                                     | 三実・要略                                     | 三実・要略<br>菅家文章8                            | 統後紀・要略                                    | 類史・要略                            | 類史・要略                         | 統紀・要略      | 出典                       |

し、伴・佐伯両氏については一人の叙例もみえない。更に「氏爵」の他に叙される人々の叙爵例では、表6にみえる如く、この間は史料制約が多いこともあり、外記の巡爵と諸院宮の「給(御絶)」が少し判る程度である。従って、久安元年の朔旦叙位の叙位聞書にみえるような、朔旦叙位のそれぞれの叙爵が、いつ頃から固定化し始め定例化するかを検討するには、第一節で試みたと同様に『三実』やそれ以前の史料について氏名や官職によって叙爵者を分類する必要がある。そのようにして分類・整理した表7によれば、不詳なものを除くと、貞観二(八六〇)年と元慶三(八七九)年の朔旦叙位の叙例は先に示した久安元年の朔旦叙位の叙位聞書にみえる叙例とかなり似ており、<sup>②</sup>「氏爵」についていえば、百済王氏は二度とも叙爵をうけており、和氣氏は貞観二年の朔旦叙位では叙爵されている。また

|       | 1145                                         | 1107                                         | 1088                                         | 1069                                         |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (参 考) | 久安 1・11・21                                   | 嘉承 2・11・29                                   | 寛治 2・11・20                                   | 延久 1・11・24                                   |
|       | 其功臣末葉、及才効著聞者、<br>〔効力〕<br>將加〔榮賞〕以穆朝章、<br>〔特力〕 | 其功臣末葉、及才効著聞者、<br>〔効力〕<br>將加〔榮賞〕以穆朝章、<br>〔特力〕 | 其功臣末葉、及才効著聞者、<br>〔効力〕<br>將加〔榮賞〕以穆朝章、<br>〔特力〕 | 其功臣末葉、及才効著聞者、<br>〔効力〕<br>將加〔榮賞〕以穆朝章、<br>〔特力〕 |
|       | 功臣末葉、才効著聞、特加〔榮賞〕                             | 功臣末葉、才効著聞、特加〔榮賞〕                             | 功臣末葉、才効著聞、特加〔榮賞〕                             | 功臣末葉、才効著聞、特加〔榮賞〕                             |
|       | 江家次第                                         | 清原重憲記                                        | 本朝統文粹 2                                      | 朝旦表                                          |

〔出典略称〕 統紀、『日本紀』要略、『政事要略』、類史、『類聚国史』、統後紀、『日本後紀』、三実、『日本三代実録』、群載、『朝野群載』、朝旦詔、『朝旦冬至賀表并同詔』、〔延喜十七年〕。朝旦表、『朝旦冬至賀表并裏書』

〔備考〕 長和元年は大嘗会と、嘉承二年は即位式と重なった朝旦冬至である。

のことも考慮にいれると、伴・佐伯両氏は別として、和氣・百済王両氏の「氏爵」は九世紀後半から定例化しつつあったと考えられよう。

但し正確にいうと、朝旦叙位の場合、叙爵対象者が特定の氏の出身者のみに固定化するのは十世紀に入ってからのことと思われる。それは朝旦叙位の詔の文言の変化に表わされている。朝旦叙位の詔は、正史・『政事要略』（巻二五年中行事）・『朝旦冬至賀表并裏書』等により、かなり連続的に残っている。そのうち、叙位対象者に関する文言は、表 8 に示した如く、長和元（一〇二二）年を除くと、延喜十七（九一七）年を境に「其門蔭久絶」（ゆる者）から「其功臣末葉」（の者）に変化していることが判かる。これに関連して『新儀式』第五の朝旦冬至事にみえる次の記事が参考となろう。

（十月）  
此月中寅日、有叙位議、  
〔延喜十七年、依當御物忌、丑日、有此議〕  
其儀訖、奏位記捺印之事、如常、  
〔功臣之後等事具叙例也〕  
卯日、詔書宣命等事、仰大臣令草之、  
〔臣之令草之、草畢奏覽、々訖御晝日、畢返給、下三所司如常、其文曰、延喜十七年、依無可叙絶蔭者、省棄其詞一也、新嘗會日、御三南殿、給三下名宣命行叙位事等、皆同七日儀、（後略）〕

王氏以下四氏の氏爵の例をみると、貞観二年からは、氏爵が定例化されているといっていると思われる。特に源氏の場合、『三実』貞観二年十一月十六日壬辰条で従五位下に叙された「无位源朝臣好・正六位上源朝臣加」は、『尊卑分脉』嵯峨源氏の項によれば、それぞれ氏爵をうけたことが表記されており、朝旦叙位の氏爵がこの頃には既に始まっていたことを想定させる。以上

この記事を参考にすれば、「門蔭久絶」えていた者とは、「絶蔭者」<sup>(補注2)</sup>、則ち久しく従五位下になることがなかった氏の出身者を示していると思われる。昌泰元(八九八)年以前の朔旦叙位では特定の氏の出身者に限定せず、「門蔭」が久しく絶

えていた氏の出身者が叙爵の対象者であった。<sup>⑤</sup>表8に示したように、朔旦叙位の詔に「門蔭久絶」云々の文言がみえ始めるのは弘仁十三(八二二)年の朔旦叙位からであり、朔旦叙位が始まった当初の目的の一つは大変めでたいことなので、諸氏のうち暫く従五位下に昇る人物を出せなかった氏の出身者を叙することにあつた。ちなみに、弘仁十三年以降の朔旦叙位で従五位下に叙された人物をみると、王氏以下の四氏(氏爵)を除くと、様々な氏に分散していることが知られる。<sup>⑥</sup>また、かかる叙爵の傾向や方針は桓武朝以降の新興氏族の進出やかつての有力氏族層の没落とも関連しよう。ところが、延喜十七年から「功臣末葉」の文言が用いられたように、天皇家に功績があつた特定の「功臣」<sup>⑦</sup>の子孫が叙爵対象者となつた。『江家次第』巻二の叙位には、即位叙位に關してではあるが、先述の如く和氣・百濟王の両氏が「功臣後」とあり、これら特定の氏だけに叙爵が固定化されていったことが窺えよう。

この様に院政期に典型例がみえる朔旦叙位全体の叙例は九世紀後半から十世紀初めにかけて形成されたといえよう。そして朔旦叙位での「氏爵」の成立にも同じ傾向が窺え、叙爵対象者の不特定氏から特定氏(「功臣」)への固定化という傾向は「即位」叙位での「氏爵」の成立とも関連すると思われる。なお、「即位」叙位で「功臣」とされる百濟王氏が「氏爵」に預かる様になるのは十世紀初め頃と推定したが、これも十世紀初頭における朔旦叙位の変化と関連しよう。

① 『群書類従』第二六輯所収。

② 『撰集秘記』巻二の五日叙位議の記載も『西宮記』に同じ(表2参照)。  
『撰集秘記』は第一章注②参照。

③ 第一章注⑥参照。

④ 後柏原天皇の踐祚は明応九(一五〇〇)年九月であるが、即位式は二十二年後にして漸く行われた。

⑤ 『除目執筆記』<sup>実香</sup>公(『大日本史料』第九編之十二 大永元年三月十日条所収)にみえる「御即位叙位薄」参照。なお、伴・佐伯・和氣・百濟王の各氏の「氏爵」申文も所収されている(伴・佐伯両氏の申文は第三章に引用した)。

⑥ この時、和氣氏の「氏爵」はない。

⑦ 伴氏以下四氏への「氏爵」が戦国時代まで行われていたことと、そ

れが各時代においてどのような意味を社会全体の中でもついていたのかということとは、別に検討しなければならない問題である。正月の通常の叙位も含め、鎌倉時代以降の位階制について新たな視角からの研究の進展を待ちたい。

- ⑧ 宮崎道生「宇佐和氣使小考」（『史学雑誌』五六卷二号 一九四五年）、はじめに注⑬前掲宇根論文参照。

- ⑨ 上野利三氏は、この時に百済王氏の「氏爵」に預かった人物を「散位従五位下百済王興勢」（『大嘗会御秘部類記』所収「九条殿御記」天慶九（九四六）年十月二十八日条）と推定される（第一章注⑨前掲上野論文参照）。

- ⑩ この時、伴忠陳が外従五位下から内階に叙されたが、忠陳は太政官の史でもあったので、史の巡階の可能性も捨て切れない。

- ⑪ 『即位部類記』所引の『吏部王記』や『外記日記』の天慶九年四月二十八日条によると、即位式で「開門」を行った人物は大蔵（少丞）伴忠則・散位佐伯保躬がみえる。開門を担当した人物は五位であったので（第三章参照）、この二人が「氏爵」に預かった可能性もある。（補注3）

- ⑫ はじめに注⑬前掲宇根論文。
- ⑬ 八世紀の即位叙位では「氏爵」など特定の叙爵の明確な定例化傾向はみえず、従五位下に叙された人物も少ないため検討の対象としては省略した。

- ⑭ 藤原・橘両氏は仁明朝から叙爵が続けられ、清和朝からはこれに王・源の両氏も加わる。後述する表5・7や「尊卑分脉」の記事（注⑮参照）より、即位叙位・大嘗会叙位・朔旦叙位での王氏以下四氏への氏爵は、清和朝以降行われるようになったと思われる。

- ⑮ 外記や史は外従五位下であるが、院政期には内階に叙されているので表に示した。

- ⑯ 毎年正月の定例の叙位においても、遅くとも清和朝頃から同様の傾

向が窺える。しかし、『三夷』とそれ以前の正史とは編集方針の相違があり、叙爵者の官職が不明なことが多いため断定はしかねる。今後の研究に委ねたい。

- ⑰ 『本朝世紀』治暦四年十一月二十一日条。

- ⑱ 『兵範記』仁安三年十一月二十日条。

- ⑲ 表4参照。

- ⑳ 『外記補任』参照。

- ㉑ このうち、大嘗会叙位では、和氣氏への「氏爵」はない（第三章参照）。

- ㉒ 第一章注⑥前掲桃論文、同「保元元年の中間朔旦冬至と長寛二年の朔旦冬至——曆道・算道の争論と符天の問題——」（『遠藤元男先生頌寿記念 日本古代史論苑』一九八三年）、また、同氏執筆の『国史大辞典』第六卷（一九八六年）の「さくたんとうじ 朔旦冬至」の項も参照。

- ㉓ 『儀式』巻五の新嘗会儀には、「新嘗会儀、若有朔旦冬至便行叙位」とある。

- ㉔ 朔旦冬至の詔には漢文の詔と宣命体の詔とがあったことについては、榎木謙周「宣命に関する一考察——漢文詔勅との関係を中心に——」（『続日本紀研究』二一〇号 一九八〇年）や表8参照。

- ㉕ 承平六（九三〇）年は暦を直して朔旦冬至とすることを怠ったため、朔旦冬至は祝われなかった（注②参照）。従って、当然、朔旦叙位もない。

- ㉖ 例えば、目崎徳衛「桓武天皇と怨霊」（同『王朝のみやび』一九七八年）。

- ㉗ 『清原重憲記』は平田俊春「本朝世紀後篇と権少外記重憲記」（同『私撰国史の批判的研究』一九八二年）により、宮内庁書陵部所蔵伏見宮家本（写真版）で確認した。なお、平田氏は「輔実王平政寛和」とするが、「輔実王平政寛和」の誤りであろう。

表9 朔旦叙位の氏別叙爵者（従五位下）

| 氏名   | 王   | 源   | 藤原  | 橘    | 伴   | 佐伯  | 和気  | 百済王 | 林   | 貞江   | 真苑 | 紀    | 坂上 | 石上 | 小野       |
|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|------|----|----|----------|
| 弘仁13 | ○   |     | ◎   | ○    |     | ○   |     |     | ○   | ○    | ○  | ○    | ○  | ○  | ○        |
| 承和8  | ◎   |     | ◎   | ○    |     |     |     |     |     |      |    |      |    |    |          |
| 貞観2  | ○   | ◎   | 4   | ○    |     |     | ○   | ○   |     |      |    | ○(○) |    |    |          |
| 元慶3  | ◎   | ○   | 9   | ○    |     | ○   |     | ○   |     |      |    | ○    |    |    |          |
| 大神   | 文室  | 大原  | 上毛野 | 安倍   | 池田  | 笠   | 上   | 益田  | 卜部  | 善友   | 在原 | 大中臣  | 秋篠 | 巨勢 |          |
|      | ○   | ○   | ○   | ○(○) | ○   | ○   | ○   | (○) | (○) | (○)  |    |      |    |    |          |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     | ○    | ○  | ○    | ○  | ○  | ○        |
|      | ○   | ○   |     |      | ○   |     |     |     |     |      |    |      |    |    |          |
|      | (○) |     |     |      |     | (○) |     |     |     | ○    |    |      |    | ○  |          |
| 名草   | 壹伎  | 多   | 和邇部 | 善世   | 秦   | 味真  | 春道  | 志斐  | 家原  | 興道   | 布瑠 | 平    | 清原 | 菅野 |          |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     |      |    |      |    |    |          |
|      | (○) | (○) | (○) | (○)  | (○) | (○) |     |     |     |      |    |      |    |    |          |
|      |     |     |     |      |     | ○   | ○   | ○   | ○   | ○    | ○  | ○    | ○  | ○  | ○        |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     |      |    |      |    |    | ○(◎)     |
| 当麻   | 永原  | 石川  | 三善  | 多米   | 六人部 | 肩野  | 清根  | 善道  | 忠世  | 桜井田部 | 阿保 | 惟良   | 良岑 |    |          |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     |      |    |      |    |    |          |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     |      |    |      |    |    |          |
|      | ○   | ○   | ○   | (○)  | (○) | (○) | (○) | (○) | (○) | (○)  |    |      |    |    |          |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     |      | ○  | ○    | ○  | ○  |          |
| 賀茂   | 吉備  | 下毛野 | 時統  | 武射   | 山村  | 文   | 宮主  | 弟国部 |     |      |    |      |    |    | 計        |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     |      |    |      |    |    | 18氏(4氏)  |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     |      |    |      |    |    | 8氏(6氏)   |
|      |     |     |     |      |     |     |     |     |     |      |    |      |    |    | 22氏(8氏)  |
| ○    | ○   | (○) | (○) | (○)  | (○) | (○) | (○) | (○) | (○) |      |    |      |    |    | 16氏(10氏) |

記号は表2・3に同じ。出典は表7参照。

「功臣」については第三章参照。

の氏爵と同様に考えられない。従って、本章では伴・佐伯・和氣・百済王の四氏が「氏爵」に預かるようになった由来を考察することにする。<sup>②</sup>

まず、伴氏と佐伯氏の叙爵理由については、表2に示した即位叙位の史料の尻付にしばしば「開門」とみえること、先述の『江家次第』巻二の叙位や『叙位尻付抄』<sup>③</sup>に「御即位」叙位の際は「伴・佐伯、開門」とあること、更に、次に示す『除目執筆記』<sup>公夷④</sup>に引用される伴惟幸と佐伯安治の申文、がヒントを与えてくれる（……線は筆者）。

正六位上伴朝臣惟幸誠惶誠恐謹言、

請殊蒙天恩、因准先例、関氏爵ニ状、

〔右惟幸謹檢案内、御即位叙位之日、当氏之輩、関采爵ニ勳開門之役、承前之例也、望請、天恩、因准先例、被叙ニ從五位下者、將下知聖猷之莫大、弥勵中奉公之功勞と矣、惟幸誠惶誠恐謹言、

（五二）  
永正十八年三月十七日 正六位上伴朝臣惟幸「申文」

〔正六位上佐伯朝臣安治誠惶誠恐謹言上、

請殊蒙天恩、因准先例、被叙ニ從五位下一状、

右考旧貫、御即位日開門、伴・佐伯之兩氏參勤從事者、定流例也、毎度叙位之日、賜叙爵ニ達ニ微望、因准先例、被叙ニ從五位下、可遂所役之忠功ニ者也、安治誠惶誠恐謹言上、

永正十八年三月十七日 正六位上佐伯朝臣安治

これより、伴・佐伯兩氏は即位式の際に「開門」の役を勤めたことにより叙爵されるのが「例」となっていたことが判る。具体的にいえば、「開門」とは即位式の際に会昌門の開閉を行うことを指すと思われる。即ち、『儀式』巻第五の天皇即位儀によれば、「乃開章徳・興礼兩門、伴・佐伯兩氏各一人、<sup>左伴氏、右佐伯氏、不帶劔者棉帶</sup>各著五位礼服、率門部三人、<sup>不帶劔者</sup>入自章徳・興礼兩門、居會昌門内左右廂胡床、門部坐於門下、<sup>（小字イ）</sup>（中略）兩氏降壇、北向立門下、門部開門、諸門共開、」とあり、

伴・佐伯両氏が各一人、「五位礼服」を着て門部を率い、朝堂院の会昌門の開門に奉仕していたことが知られる。また、これら「開門」の役は、即位式のみならず、次に示すように大嘗会の際にも伴・佐伯両氏が勤めたことが判る。即ち、『儀式』巻第三の踐祚大嘗祭饗中によれば、「伴・佐伯宿禰各一人、開大嘗宮南門、衛門府開朝堂院南門」とあり、同じく巻第四の踐祚大嘗祭饗下には、「祭礼已畢、百官各退、伴・佐伯宿禰閉大嘗宮門、（中略）可<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>禄者、群<sub>ニ</sub>立<sub>ニ</sub>禄床<sub>ニ</sub>子南頭、（中略）供<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>開門<sub>ニ</sub>并<sub>ニ</sub>久米舞<sub>ニ</sub>伴・佐伯宿禰主典以上各綿廿屯、散位并蔭子孫等各綿十屯、」とあることから、伴・佐伯両氏は大嘗宮南門の開閉の役にも供奉していたことが知られる。従って、大嘗会叙位の「氏爵」も「開門」という儀式での奉仕の役にちなむものと考えられる。

また、かかる広義の「即位」饗における「開門」の役がいつ頃から始まったかについていえば、『儀式』などにより九世紀後半には既に行われていたことが知られ、さらに大嘗会の際に「開門」を大伴・佐伯両氏が行ったという記事は奈良時代末まで遡る。即ち、『統紀』宝亀二（七七二）年十一月癸卯（二十一日）条には、「御<sub>ニ</sub>太政官院<sub>ニ</sub>、行<sub>ニ</sub>大嘗会事<sub>ニ</sub>、（中略）大和守從四位上大伴宿禰古慈斐・左大弁從四位上兼播磨守佐伯宿禰今毛人、開門、」とあり、これによって光仁天皇の大嘗会の際に大嘗宮の開門は大伴・佐伯両氏が勤めていたことが判る。管見ではこれが両氏による「開門」の初見史料であり、実際この頃から両氏が大嘗宮の「開門」の役を行うことが定例化したと想定される。また、確証はないが、即位式の際における「開門」の始まりもこの頃に遡るのではなからうか。奈良時代末では大伴（伴）・佐伯両氏は一族から有力者を廟堂にだしており、そのうえで「開門」の役を勤めていた。しかし、伴氏は応天門の変の後、九世紀後半から没落してゆき、佐伯氏も同様な傾向を辿る。更に、九世紀段階では『儀式』に規定される様に、実際に「開門」を行った「門部」は、元来、伴・佐伯両氏に率いられていた両氏と密接な関係のある氏の「門部」であったが、天慶九（九四六）年四月二十八日の村上天皇の即位闕連記事が収載される『即位部類記』所収『外記日記』・『吏部王記』・『九条殿記』によれば、この時や朱雀天皇の即位式（延長八〔九三〇〕年十一月二十一日）では、伴・佐伯両氏は氏の「門部」をだせず、左右衛門衛府が「門部」

をだすようになってゆく。<sup>⑩</sup>これは伴・佐伯両氏の没落と関係があらう。

以上から、伴・佐伯両氏は、天皇の即位式・大嘗会といった広義の「即位」儀（王位就任儀礼）における奉仕の役に對する反対給付として「氏爵」に預かったことが指摘できよう。また、先述の様に、「即位」儀への奉仕の役が恒例となるのが光仁天皇の「即位」儀からであるとすると、即位叙位での「氏爵」が定例化し始める九世紀後半以降、伴・佐伯両氏自体は没落してゆくので、その後の「氏爵」授与には、「即位」儀に欠かせない特定の氏出身の奉仕者を確保するという側面も生じてきたと思われる。なお、伴・佐伯両氏が朔旦叙位の「氏爵」に預からないのは、「開門」の役のような奉仕の役がなかったからである。

では、次に和氣氏が「氏爵」に預かった理由について検討する。和氣氏は既述の様に即位叙位・朔旦叙位で「氏爵」に預かっており、『江家次第』巻二の叙位や『叙位尻付抄』、また表2に示した即位叙位の史料の尻付によれば、「功臣後」という理由で叙されていることが知られる。「功臣後」とは先述の如く勲功があった者（功臣）の後裔・子孫という意味であらう。和氣氏で「功臣」というと思い起されるのは神護景雲三（七六九）年九月の所謂宇佐八幡神託事件で称徳天皇の寵愛をうけ皇位を望む道鏡の野心を阻んだ和氣清麻呂である。清麻呂は宇佐神宮に使用して「天之日嗣、必立皇緒、无道之人、宜早掃除」との託宣をうけ、帰京後、これを奏した。<sup>⑪</sup>これにより道鏡の皇位への野望は断たれ、その後、清麻呂は皇統断絶の危機を救った「功臣」とみなされる。儀式書や叙位聞書の尻付等にみえる「功臣後」とはそのことを示すと思われるが、即位叙位で「氏爵」に預かったのは、更に、かかる清麻呂の功績にちなみ、その後、特に九世紀後半以降、和氣氏が天皇の即位を宇佐神宮に報告・奉幣する「即位奉告使」（宇佐使）としての使命を果すようになったことも関連すると思われる。

天皇が即位する時、伊勢神宮をはじめ諸道の名神に奉幣することは養老神祇令天皇即位条に、「凡天皇即位、総祭天神地祇、（中略）其大幣者、三月之内、令修理訖」とあることにより知られるが、宇佐神宮に天皇即位の「奉告」がされ

るようになるのは、『和氣氏系図』に信をおけば、桓武天皇の即位後からであるといわれており、その後、後醍醐天皇の即位が「奉告」された文保二（一一三二）年まで続けられた。<sup>⑭</sup>この間、文徳天皇と陽成天皇の即位奉告が他氏によってなされている他は、宇佐神宮への即位奉告は殆ど和氣氏によって行われている。<sup>⑮</sup>そのため、儀式書等には宇佐使は和氣氏の五位以上が勤めることが記されている。<sup>⑯</sup>清麻呂の死後、和氣氏も次第に没落するが、九世紀後半以降、天皇即位の際、その奉告のため宇佐使の役を勤め即位叙位の「氏爵」にも預かるようになる。『範国記』長元九（一〇三六）年八月二十二日条<sup>⑰</sup>に「御即位叙位預<sup>ニ</sup>和氣氏爵<sup>ニ</sup>者、彈正疏致孝也、（中略）重被<sup>レ</sup>問云、件致孝氏<sup>（孫）</sup>未胤、清鷹<sup>（卿）</sup>卿種<sup>（孫）</sup>歟、又先祖有<sup>レ</sup>奉<sup>ニ</sup>仕件役<sup>ニ</sup>者」とあるように、和氣氏の「氏爵」に預かる条件は「功臣」である清麻呂の後裔であり、先祖に宇佐使の役に奉仕したことのある者がいるか否かであった。<sup>⑱</sup>

この様に、和氣氏は「功臣後」という理由で「氏爵」に預かるが、それは単に「功臣」の子孫であったことのみならず、伴・佐伯両氏と同様に「代替り」儀式への奉仕の役、即ち即位儀に関連して宇佐神宮に天皇の即位を奉告する使（宇佐使）の役を勤めていたためでもあった。「氏爵」の授与は儀式への奉仕に対する反対給付であると共に、「氏爵」に預かった人物が実際その時に宇佐使となった人物と必ずしも一致しないことからして、即位儀に関連する行事・任務に奉仕する氏を確保し、儀式の断絶を防ぐという意味もあったのであろう。なお、大嘗会叙位で和氣氏が「氏爵」に預からないのは、大嘗会やそれに関連する儀式には奉仕の役がなかったからである。

また、和氣氏は朔旦叙位の「氏爵」にも預かったが、それは何故であろうか。これには先に示した表8にみえる朔旦叙位の叙爵対象者に関する文言が、延喜十七年を境に、「門蔭久絶」から「功臣末葉」に変化したことが参考となろう。「功臣末葉」とは「功臣後」とほぼ同意で「功臣」の子孫のことであることは前章でも述べたが、和氣氏が朔旦叙位においても定期的に「氏爵」に預かる様になったのは、恐らくは十世紀初め、朔旦叙位の叙爵方針の一部変更により、即位叙位と同じく「氏爵」の授与対象者が「功臣」の子孫のみに限定されたからであろう。

では、最後に百済王氏が「氏爵」に預かった理由を検討する。百済王氏は朔旦叙位では九世紀後半から、「即位」叙位では遅くとも十世紀中頃から（恐らくは十世紀初め頃から）「氏爵」に預かっている。和氣氏と同様、百済王氏は、『江家次第』卷二の叙位や『叙位尻付抄』、また記録等にみえる叙位聞書の尻付に「功臣後」とあるように、「功臣」の子孫であるという理由で「氏爵」に預かっている。一体、百済王氏は如何なる理由で「功臣」と称されたのであろうか。

第一章でも述べたが、百済王氏と天皇家が関係を深めるのは八世紀末の光仁・桓武朝から九世紀前半にかけてである。

桓武天皇の母の高野新笠は百済王氏の支族を称していた和氏出身であったため、『続紀』延暦九（七九〇）年二月甲子（二十七日）条にみえる詔に「百済王者朕之外戚也、」とある様に、百済王氏は天皇家の「外戚」と称せられるようになる。そして、桓武・平城・嵯峨朝にかけて、百済王氏より後宮に入った女性は多く、天皇家との関係は一層強まった。とりわけ、桓武天皇は天智系である父の光仁天皇が皇位に就いたことを強く意識し、光仁天皇の即位を以って新王朝の創始とする考えを持っていたらしいことを考慮にいれると、百済王氏は、桓武天皇の母（高野新笠）をだした氏（和氏）の宗家とみなされていた（外戚）ため、「功臣」として扱われたのであろう。

さすれば、伴・佐伯・和氣の各氏と同じく「即位」儀にかかわる儀式に対する奉仕と「氏爵」との関係はなかったものであろうか。儀式書や記録には、禁野での供御と「即位」儀との関係はみいだせず、その他にも百済王氏の「即位」儀への奉仕はみうけられない。

しかしながら、私は、先に指摘した様に伴・佐伯・和氣の三氏には「氏爵」授与と「代替り」の儀式における奉仕とが関係があること、百済王氏が「功臣」とみなされるようになったことが桓武天皇と関連することから考えて、「即位」儀と百済王氏に対する「氏爵」の授与の始まりとが何らかの関係を有していたのではないかと憶測している。

当時の「即位」儀について注目されることは、平城天皇の時から、先帝崩御のその日、直ちに、劍璽渡御、即ち天皇家に伝えられている皇位を象徴するレガリア（神璽）の新帝への授与を行う儀式、所謂踐祚の儀が制度化されたことである。

そして、この劍璽渡御の儀は、九世紀後半の陽成天皇即位の時から先帝讓位の際も行われるようになり、讓国の儀（受禪の儀）と呼ばれた。踐祚の儀が行われるようになったのは、奈良時代末期、皇位繼承時に政治不安が昂まるなかで、桓武天皇乃至その朝廷がこの制度を創出し、初めて実施されたのは桓武が崩御し平城「即位」の時からであったという。<sup>⑤</sup>

ところで、劍璽渡御の際には大刀契<sup>だいとうけい</sup>も新天皇のもとに渡され、大刀契の中には百済国より奉られたとの伝えをもつ靈劍二柄が含まれていたという。<sup>⑥</sup> このことは、『塵袋』第八雜物一の「行幸ノ時具セラルル大刀契ハ何テイノ物ソ」という条などにみえ、靈劍のうち、「護身劍」と称されるものには「歳在庚申二月、百済所造」の銘文があったと伝えられているため、近年、銘文入りの鉄劍の相次ぐ発見によって、この銘文は注目され、詳しい検討がなされている。<sup>⑦</sup> それらの研究を大別すると、(一)この靈劍と石上神宮の所謂七支刀とを関連させ、四・五世紀頃、百済国から倭国に伝えられたものとする説、<sup>⑧</sup> (二)百済国の滅亡によって亡命した百済国の王族（百済王氏）から、倭国（日本）の「天皇」に彼らが臣従するのに際して、百済国の王位を象徴する宝劍が献上され、それが天皇位の象徴として大刀契中の護身劍と破敵劍の靈劍といわれ伝世され、天皇は百済国王を兼帯するようになったとする説、<sup>⑨</sup> の二つに分類できよう。

両説双方とも部分的には正しいかもしれないが、私は、たとえ四・五世紀に倭国に伝えられ代々大王家に受け継がれるか、或は七世紀後半に亡命した百済王家の王族から献上されたにしろ、壬申の乱によって紛失してしまった可能性が高いこと、百済より進上されたという大刀契中の靈劍に関する所伝は平安時代中期より前には遡らないこと、<sup>⑩</sup> 百済王氏系を称する和氏出身の高野新笠を母とする桓武天皇は、百済国滅亡後に再興を計る「救援」軍を派遣するなど百済王家と友好関係をもち天智天皇の皇統であることを強く意識していたこと、等を勘案すると、百済王氏が天皇の「外戚」と称された前後に、百済王氏より新たに宝劍が献上され、桓武天皇は自ら新王朝を始めたのだという意識もあいまって、以後、皇位を繼承する者にその意識が受け継がれるようにとの意味も込めて、レガリアの一つである大刀契の中に百済王氏より進上された靈劍を加え入れたのではなかろうか。桓武朝には高句麗を繼承したとする渤海に対して積極的な政策がとられたこと

が指摘されているが、このようなことからすれば、桓武天皇が百済王氏より贈られた靈劍を皇位を象徴するレガリアの中に新たに加えたこともあり得ないことではない。さすれば、伴・佐伯・和氣の三氏と同様、百済王氏の「氏爵」も「即位」儀との関連が指摘できよう。但し、儀式での実際の奉仕の役という点では、『儀式』巻五の讓國儀などにみえるように、<sup>(補注4)</sup> 劍聖渡御は内侍によって行われたため、百済王氏が直接、踐祚の儀に奉仕しなくても済んだものと考えられる。

① はじめに注⑩・⑫参照。

② 和氣氏が「氏爵」に預かった理由については、第二章注⑧前掲宮崎論文・はじめに注⑬前掲宇根論文にも簡単な説明がある。

③ 第一章注⑦参照。

④ 第二章注⑤参照。

⑤ 申文の人名の右上の肩に墨で勾をかけてあるが、これは申請通り取扱われたことを示す(桃裕行「古代末期の大学——文章歴名帳の検討——」『講座日本教育史』一 一九八四年)。

⑥ 伴氏は、淳和天皇の即位に伴い、その諱を避け、以後、伴氏と称した(『日本紀略』弘仁十四(八三三)年四月壬子(二十八日)条)。

⑦ 省略部分には参議式部卿石上宅嗣・丹波守石上息嗣・勅旨少輔石上家成と散位榎井種人が「立神櫛幹」ことが記されている。物部氏の後裔である石上・榎井両氏は『延喜式』巻七の踐祚大嘗祭に「諸司陳威儀物、如三元日儀、石上・榎井二氏各一人、皆朝服掌内物部卅人、布紼立大嘗宮南北門神櫛幹、門左右其櫛幹事畢即取左右衛門府」とあるように、大嘗祭で神櫛幹の樹立を行っていた(『儀式』も同じ)。また奈良時代では即位式で同じ役を勤めている(直木孝次郎「石上と榎井」『続日本紀研究』一一二 一九五四年、橋本義則「朝政・朝儀の展開」岸俊男編『日本の古代』7 まつりごとの展開 一九八六年)しかし石上・榎井両氏は「氏爵」に預かることがなかった。これは九

世紀以降、神櫛幹の樹立が即位式では行われなくなるなど、その重要性の低下が関連しよう。

⑧ 山田英雄「宮城十二門号について」(『続日本紀研究』一一一〇 一九五四年、のち、同『日本古代史攷』一九八七年)。

⑨ 『大日本史料』第一編之八所収。

⑩ 天慶九年の即位式では、「開門」をめぐり、「開門是門部氏職也、非此府之所職」(『九条殿記』)とか「榎故実、所謂門部非府門部、是兩氏所掌之門部也」(『吏部王記』)と主張する右衛門府と門部を率いることのできない伴・佐伯両氏との間で争論が起り、開門が遅れるという不手際が生じ問題となった。

⑪ 『続紀』神護景雲三年九月己丑(二十五日)条。

⑫ 宇佐使については、第二章注⑨前掲宮崎論文、末広利人「勅使街道」(『大分県教育委員会編「歴史の道」調査報告書」一九八一年)、中野幡能「宇佐神宮」(一九八五年)参照。

⑬ 第二章注⑧前掲宮崎論文参照。

⑭ 注⑫末広前掲書所収「宇佐宮参向勅使鈔抄(改)」参照。但し桓武天皇と平城天皇の即位奉告使は『和氣氏系図』による。なお、中野幡能氏は『続紀』宝龟元(七七〇)年八月庚寅朔条で「宇佐」八幡神宮に鹿毛馬一疋を奉るため巡遊された内舍人佐伯老を光仁天皇の即位奉告使と考えておられるが(注⑫中野前掲書)、その三日後の癸巳(四

日）に称徳天皇の崩御記事があり（（光仁天皇）白壁王の立太子記事もあり）、即位は十月己丑朔条にみえるので、八月庚寅朔条を即位奉告の記事とすることは慎重を期したい。

⑮ それぞれ、『文徳実録』嘉祥三（八五〇）年八月戊辰（二十三日）条、『三実』元慶元（八七七年）二月二十一日癸亥条を参照。

⑯ 宝治元（一二四七年）十二月の後深草天皇の即位奉告が藤原隆親によって行われている以外は、光孝天皇の即位奉告（元慶八年四月）以降は全て和気氏によって行われている。

⑰ 『侍中群要』、『西宮記』等参照。

⑱ 『範国記』は京都大学附属図書館所蔵平松文庫本（請求番号 平松第三門・112）によった。

⑲ この時の即位叙位は七月六日に行われた。

⑳ 注②参照。

㉑ 例えば『本朝世紀』治暦四年七月十九日条。

㉒ 第一章注②参照。

㉓ 長山泰孝「百済王氏」（『枚方市史』第二巻 一九七二年）。

㉔ 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」（同『京制並に都城制の研究』一九六七年）。

㉕ 井上光貞「即位儀とその成立」（同『日本古代の王権と祭祀』一九八四年）、鎌田元一「律令制と文書行政」（前掲『日本の古代』？）。

㉖ 大刀契については、大石良村「大刀契——平安時代における神器観——」（『平安博物館紀要』第四輯 一九七一年、のち、同『日本王権の成立』一九七五年）。

㉗ 岸俊男「聖徳太子と古代刀剣」・「庚申」と刀剣」（同『遺跡・遺物と古代史学』一九八〇年）、東野治之「護身剣銘文考」（同『日本古代木簡の研究』一九八三年）、岡田精司「大王就任儀礼の原形とその展開——即位と大嘗——」（『日本史研究』二四五号 一九八三年）、石

上英一「古代国家と対外関係」（前掲『講座日本歴史』2 古代2 一九八四年）、水野正好「招福・除災——その考古学——」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第七集 一九八五年）。なお、岡田香融「護り刀考」（『伝承文化研究』1 一九六四年）も参照。

⑳ 注②前掲東野論文・同前掲水野論文。

㉑ 注②前掲大石論文・注②前掲岡田論文。

㉒ 石上英一氏は「天皇が百済王位を象徴する宝剣を得て百済国王を兼帯したといえないが、天皇位を象徴する大刀契の宝剣中に百済から贈られた剣があり、きわめて重要なものと認識されていたことは、百済から贈られた時期や経緯は不明であっても、日本の王権が百済王権を構成要素としたことを示すものとして考慮しておかなければならない」と慎重な態度をとられている（注②前掲石上論文）。

㉓ 大刀契関連の史料は『古事類苑』帝王部三神器下に収載されている。百済より進上されたという大刀契中の靈剣の史料上の初見は、村上天皇の天徳四（九六〇）年九月二十四日に平安宮の内裏が初めて焼亡した記事に関係してみえる。

㉔ 橋本義則「平安宮草創期の豊楽院」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』中 一九八四年）参照。なお、『三國遺事』巻第二紀異第二の元聖大王の条によれば、「貞元二（七八六・延暦五）年丙寅十月十一日、日本王<sup>（桓武天皇カ）</sup>文<sup>（桓武天皇カ）</sup>武<sup>（桓武天皇カ）</sup>天皇<sup>（桓武天皇カ）</sup>、按<sup>（桓武天皇カ）</sup>日本帝紀、第五十五主文徳天皇<sup>（桓武天皇カ）</sup>是<sup>（桓武天皇カ）</sup>王太子、<sup>（桓武天皇カ）</sup>拳<sup>（桓武天皇カ）</sup>兵欲<sup>（桓武天皇カ）</sup>伐<sup>（桓武天皇カ）</sup>新羅、聞<sup>（桓武天皇カ）</sup>新羅有<sup>（桓武天皇カ）</sup>万波息笛<sup>（桓武天皇カ）</sup>、退<sup>（桓武天皇カ）</sup>兵、以<sup>（桓武天皇カ）</sup>金五十兩<sup>（桓武天皇カ）</sup>、遣<sup>（桓武天皇カ）</sup>使<sup>（桓武天皇カ）</sup>請<sup>（桓武天皇カ）</sup>其<sup>（桓武天皇カ）</sup>笛<sup>（桓武天皇カ）</sup>、王<sup>（桓武天皇カ）</sup>請<sup>（桓武天皇カ）</sup>使<sup>（桓武天皇カ）</sup>曰<sup>（桓武天皇カ）</sup>、朕聞<sup>（桓武天皇カ）</sup>上世真平王<sup>（桓武天皇カ）</sup>代有<sup>（桓武天皇カ）</sup>之<sup>（桓武天皇カ）</sup>耳<sup>（桓武天皇カ）</sup>、今<sup>（桓武天皇カ）</sup>不<sup>（桓武天皇カ）</sup>知<sup>（桓武天皇カ）</sup>所<sup>（桓武天皇カ）</sup>在<sup>（桓武天皇カ）</sup>、明年七月七日、更遣<sup>（桓武天皇カ）</sup>使<sup>（桓武天皇カ）</sup>、以<sup>（桓武天皇カ）</sup>金一千兩<sup>（桓武天皇カ）</sup>、請<sup>（桓武天皇カ）</sup>之<sup>（桓武天皇カ）</sup>曰<sup>（桓武天皇カ）</sup>、寡人願<sup>（桓武天皇カ）</sup>得<sup>（桓武天皇カ）</sup>見<sup>（桓武天皇カ）</sup>神物<sup>（桓武天皇カ）</sup>而<sup>（桓武天皇カ）</sup>還<sup>（桓武天皇カ）</sup>之<sup>（桓武天皇カ）</sup>矣<sup>（桓武天皇カ）</sup>、王亦<sup>（桓武天皇カ）</sup>辭<sup>（桓武天皇カ）</sup>以<sup>（桓武天皇カ）</sup>前<sup>（桓武天皇カ）</sup>対<sup>（桓武天皇カ）</sup>、以<sup>（桓武天皇カ）</sup>銀三千兩<sup>（桓武天皇カ）</sup>、賜<sup>（桓武天皇カ）</sup>其<sup>（桓武天皇カ）</sup>使<sup>（桓武天皇カ）</sup>、還<sup>（桓武天皇カ）</sup>金而不<sup>（桓武天皇カ）</sup>受<sup>（桓武天皇カ）</sup>、八月、使<sup>（桓武天皇カ）</sup>還<sup>（桓武天皇カ）</sup>、藏<sup>（桓武天皇カ）</sup>其<sup>（桓武天皇カ）</sup>笛<sup>（桓武天皇カ）</sup>於<sup>（桓武天皇カ）</sup>内<sup>（桓武天皇カ）</sup>寶<sup>（桓武天皇カ）</sup>殿<sup>（桓武天皇カ）</sup>、とある。日本側史料に対応する記事はみえず、後世の編纂物で説話的要素も多いが、桓武天皇が新羅の「国宝」（『同』神文大王の条）とされる「万波息笛」を求めようとしたことが事実な

らば、大刀契中の百濟国より伝えられたと称する靈劍の存在ともあい  
まっつて大変興味深い。その当否はともかく、ここではかかる伝承があ

ったことを指摘するにとどめる。

## むすびにかえて

三章に亘り、伴・佐伯・和氣・百濟王の四氏に対する「氏爵」の実態、成立時期、成立理由を検討してきたが、簡単にこれまで述べてきたことを纏め、本稿を終えることにする。

まず、伴氏以下四氏への「氏爵」の淵源は即位式や大嘗会など「代替り」の儀式での奉仕や「功臣」と称されるように先祖による天皇家へのかつての功績に対する一種の反対給付に求められる。それも、大宝令の制定された八世紀初頭やそれ以前の時代に由来するのではなく、天武系から天智系へと皇統が変化する光仁・桓武朝における、王権への功労やその際の「代替り」儀式での奉仕に由来するものである。そして、このようなことを背景に、「即位」叙位の「氏爵」が顕著化し始めるのは清和朝頃からで、九世紀後半から十世紀前半にかけて「氏爵」が定例化するといえよう。「氏爵」の特定氏族に対する授与が顕著化し定例化し始める頃、伴・佐伯・和氣・百濟王の各氏は廟堂から勢力を後退させ没落の過程をたどってゆくが、「即位」儀に関連する儀式・行事への奉仕の役は五位以上が中心となって勤めることが多いので、「氏爵」の授与はその儀式に奉仕する特定の氏や儀式に由来の深い「功臣」を先祖とする氏を維持・継承させることにもつながり、それは天皇の「代替り」の儀を継続してゆく上でも不可欠なことであった。これと関連していえることは朔旦叙位の「氏爵」である。朔旦叙位の「氏爵」は「功臣」とされる和氣・百濟王兩氏に限定され、「即位」叙位の「氏爵」と同様に清和朝頃から顕著化し、十世紀初めに降に定着したと思われる。これは、朔旦叙位の詔にみえる叙爵対象者の文言の変化からも窺える。つまり、朔旦叙位の詔には、叙爵の対象者として、九世紀段階では「其門蔭久絶」とあるものが、十世紀初め（延喜十七年）から「其功臣末葉」に変化するが、それは、暦の「代替り」ともいえるべき十九年に一度の朔旦冬至にちな

み、久しく五位に昇ることができなかった氏の氏長者的人物やその子息らに従五位下を授け、律令制定当時以来の有力貴族の没落を救う措置であったものが、九世紀後半から顕著化する藤原氏を中心に一部の氏族によって高位高官が独占されるという様な貴族社会の構造の変化を経て、十世紀に入り、そのような歯止め措置が無意味となるに従い、「即位」叙位の「氏爵」の成立とも関連し、「功臣」の子孫とされる特定の氏族のみに叙爵が行われるようになったものと考ええる。

史料制約のため推測に推測を重ねた点も多く、浅学のために思わぬ誤りをおかしているかもしれないが、本稿により、近年再び注目されつつある平安時代の天皇の果たした役割や機能を説明する研究に、また、平安時代の「氏」や「家」の実態を説明する研究に一素材を提供できたとしたら幸いである。ひとまずは擲筆し大方の御批判を仰ぐことにする。（補注5）

（補注1）『本朝本粹』巻六奏状中の「天延二年十二月十七日散位從四位上藤原倫寧等奏状」も参照。なお先述の『吏部王記』の記述（66頁）

はこれら諸省・諸司の巡爵が行われていたことを窺わせる。

（補注2）『絶陰者』の用例としては『権記』長徳四年正月五日（カ）条参照。

（補注3）後の例だが、『江記』治暦四年七月二十一日条参照。

（補注4）その点、桓武朝の尚侍巨済王明信の存在は注目される。

（補注5）『日本の社会史』3（一九八七年九月）は本稿と関連する論文を収載するが、投稿後のためその成果を生かすことができなかった。

# 〔付記〕

本稿は一九八五年三月に京都大学大学院文学研究科に提出した研究報告をもとに書き改めたもので、その一部は一九八七年五月三十日に日本史研究会古代史部会で発表させていただいた。その際、貴重な御意見・御批判を賜ったが、十分生かしきれていない点、お許しいただきたい。成稿にあたっては、岸俊男・鎌田元一・久野修義・西山良平・美川圭・吉川真司・飯倉晴武・吉岡眞之の各氏より釈文の作成や紙背文書としての性格等について御教示いただいた。これらの方々に感謝の意を表します。また、『為房卿記』の閲覧及び写真掲載を許可された国立公文書館内閣文庫、大学院在学当時、写本等を多く見せていただいた京都大学文学部・同附属図書館、宮内庁書陵部にも感謝申し上げます。

（宮内庁書陵部）

# The Formation of the *Ujinoshaku* 氏爵 Practice

—Ceremony, Service, and Investiture—

by

Isao Tajima

*Ujinoshaku* has generally been thought to be a practice in the Heian period that could be found in the regular January investitures that conferred court rank of *ju-goi-ge* 從五位下 (*joshaku* 叙爵) upon the children of the four influential families of that time, namely, *Ō* 王, *Minamoto* 源, *Fujiwara* 藤原, and *Tachibana* 橘. Yet, in the case of the investitures connected with the ceremonies of imperial succession such as the coronation or *daijō-e* 大嘗会, and of *sakutan-tōji* 朔旦冬至 which could in a way be interpreted as “succession of callendars”, the same rank was conferred upon the children of the four effete families, namely, *Tomo* 伴, *Saeki* 佐伯, *Wake* 和氣 and *Kudaraō* 百濟王. As to the second type of *ujinoshaku* practice, hardly any meaningful resarch has been done, due to the limitations of the records. This article, by analyzing the actual conditions of the second type of conferment, tries to ascertain the time and the background of its formation. First, we examined two historical documents: *mōshibumi* 申文 of the *Kudaraō* family by which they applied for conferments, and *Michitoshi-kyo-ki* 通俊卿記 the Diary of *Michitoshi*. Both of them were related to the investitures made on the occasion of the coronation in the third year of *Ōtoku* 応徳. Through this inquiry, we were able to extract a typical case of the practice. Then, we spread our scope of analysis to take into consideration the investitures at *daijō-e* and *sakutan-tōji*. In conclusion, the date of the formation of the practice should be set between the latter half of the 9th century and the beginning of the 10th century. In addition, we pointed out the fact that the practice came about in consideration of the services that were done by the ancestors of the four families during the reigns of *Kōnin* 光仁 and *Kanmu* 桓武, when the imperial lineage had changed from the *Tenmu* 天武 line to the *Tenchi* 天智 line. The ancestors had served in the ceremonies of “succession” and made such distinguished contributions to the imperial family as to be called *kōshin*

功臣. Although these four families declined in the course of time, they continued to serve in the imperial ceremonies, as their attendance was still necessary for the proper execution of the ceremonial functions. Thus, the *ujinoshaku* practice came to be utilized for preserving the lineages of these families.

## English Parish Clergy in the Reformation Period

by

Akihiro Sashi

In mid-sixteenth century England, the shortage of clergy men arose from the confusion caused by the Reformation; for example, the Dissolution of the Monasteries and the economic difficulties of ecclesiastical recruitment. This phenomenon caused critical problems for the church, for instance vacancy, pluralism, non-residence and so on, which had a crucial effect upon the religious policy of the government. The situation was especially serious for the Marian government, which intended to re-establish the authority of the Roman Catholic Church in England.

This situation continued in the reign of Elizabeth so that she could not make bold changes in the institution of the church. But her long reign brought about stability in the church and produced good results. Notable were the increasing numbers of graduates among the clergy which caused an improvement in the quality of the parish clergy. Finally the clergy as a new social group emerged from this new situation. This was an important aspect of the Church of England.